

第十三回 参議院文部委員会會議録 第二十二号

(三八〇)

昭和二十七年四月一日(火曜日)午前十一時一分開会

委員の異動
三月三十一日委員白渡瀬米吉君辭任につき、その補欠として鈴木安孝君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 加納 金助君
高田 なほ子君
木内 キヤウ君

委員

木村 守江君
黒川 武雄君
高橋 道男君
堀越 儀郎君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

國務大臣

國務大臣 木村篤太郎君
文部大臣 天野 貞祐君

政府委員

特別調査官 堀井 啓治君
特別調査官 長岡 伊八君

文部省初等中等教育局長 田中 義男君

文部省社会教育局長 寺中 作雄君

文部省管理局長 近藤 直人君

事務局長 石丸 敬次君

常任委員会専門員 竹内 敏夫君

説明員

大蔵省理財局長 崎谷 武男君
大蔵省主計官 岩間 道行君
文部省管理局長 田中 徳治君

本日の會議に付した事件

○図書館法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案(内閣送付)

○連合国及び連合国民の著作權の特例に関する法律案(内閣提出)

○教育及び文化に関する一般調査の件(スポーツと國際新舊等及び外貨割当基準に関する件)

○學問の自由と大學の自治に関する件(十勝沖地震による教育施設被害状況に関する件)

○被接收教育施設に関する件

○委員長(梅原眞隆君) 只今より文部委員會を開きます。

先ず圖書館法の一部を改正する法律案について文部大臣から提案理由の御説明を願います。

○國務大臣(天野貞祐君) 今回政府より提出しました圖書館法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

圖書館法は、改めて申上げるまでもなく、我が國の圖書館の健全な発達を圖り、國民の教育及び文化の發展に寄與することを目的として、昭和二十五年四月、第七國會において制定され、

關係者の多年の要望が實現されたものであります。

爾來、この法の目的に副つて、圖書館は新しい圖書館奉仕の機能を確立し、地域社會の文化的中心機關として活潑な社會教育活動が展開され、年々著しい進歩を示しております事實は、誠に御同慶に堪えません。特に圖書館の専門職員の資質の向上については、公法に規定に基づく講習を契機として、公共圖書館及び學校圖書館とを問わず、その職員の重要性の自覺を促し、自主的な専門的識見と技術の研究が活潑となり、昭和二十六年度においてはすでに約一千二百人の専門職員の資格附與の講習が行われたのであります。政府は専門職員の充實を圖ることが、圖書館の本質的機能の確立の基礎となり、法の目的を達成する原動力となるものと考えますので、この講習の実施について積極的な努力をしていくのであります。つきましては、法の規定に基づく講習実施の實績に鑑みまして、この講習をより効果的に、計画的に行い得るようにするために、次の通り、現行法の一部を改正する必要が生じたのであります。

改正の第一点は、圖書館の司書及び司書補の資格附與の講習を教育學部又は學芸學部を有しない大學も行い得るよう改正しようとするものであります。即ち現行法によれば、この講習の委嘱は教育學部又は學芸學部を有する大學に限られていたのであります。現在教育學部又は、學芸學部を有しない大學の文學部等において「圖書館に関する科目」が置かれていたところが多く、且つ自主的な講習も行われていた実情なのであります。

他に若干存在しているものの、他の法令との關係もあり、目下研究中であることを附言する次第であります。

従つて、これらの大學は、當然現行法に基き、文部大臣の委嘱講習を行い得る要件を備えていたわけであり、この点を時宜に適するように改めたいと思つております。なお、この点については、すでに、私立大學圖書館協議會から請願がなされ、採択されているのであります。

○委員長(梅原眞隆君) 次に寺中局長に補足説明を願います。

改正の第二点は、圖書館の司書及び司書補の資格を大學以外の學校に附屬する圖書館に勤務する、教諭免状を有する者に與へることに改めようとするものであります。即ち現行法においては、法施行の際大學附屬圖書館の司書又は司書補に相當する職員にそれ〴〵暫定資格を與えていたが、大學のみならず、小中高等學校等の附屬圖書館の職員も活潑な活動を行なつており、且つ暫定資格を得て、受講の機会を持ち、専門職員の資格の取得を望んでいるものが多いので、これらの職員のうち、教諭免許状を有するものに對し、暫定資格を附與し、講習受講の機会を與へるよう改めたいと思つております。

以上が、この法律案の骨子であります。が、現実に處理を迫られていた問題であり、よろしく御審議の上、速かに、御賛成下さるようお願いいたします。

なお、圖書館法の改正点については、

圖書館法は、社會教育の精神に基き、圖書館の設置及び運営に關し必要な事項を定め、その健全な発達を圖り、國民の教育と文化の發展に寄與することを目的として、去る第七國會において制定され、昭和二十五年法律第八十八号として同年四月三十日公布、同年七月三十日から施行になつたものであります。法施行後現在まで約二年を経過しましたが、この法が關係者の十年余の要望でもありましたので、我が國の圖書館關係者に非常な喜びをもたらすと同時に職務の重要性を自覺せしめ、新しい圖書館奉仕の機能確立のために大きな抱負と勇氣とを醸成し、着々その實績を示しておりますことは誠に御同慶に堪えないところであります。法が施行されました以來、短時日の間に、我が國の圖書館がどのような發展の過程を示したかを、具體的にその事例をあげれば、およそ次の通りであります。

第一は、圖書館の新設及び復旧の増加であります。即ち、圖書館制度の確立と相俟つて、圖書館の重要性並びに

圖書館の重要性並びに

必要性が痛感されて、新設及び戦災等による復旧計画が促進され、新設のもの約四〇館、復旧のもの約一〇館が数えられるのであります。特に、国庫補助金交付の最低基準は、新設及び復旧の標準となり、これらの計画が助長されていく事は、この法の特長とも申すことができるのであります。

第二は、図書館率仕機能の整備であります。即ち新しい図書館の機能は、地域社会の各種の事情を反映いたしまして、動く図書館としての率仕活動を基調とするわけで、常に地域住民の実生活に即応して容易に利用し得る体制を整えることが肝要なのであります。従つて、各地の図書館はこの精神に則つて、閲覧方法も旧来の出納式を接架式に改め、出納手を経ずして自由に圖書の利用ができるような設備を施し、且つ直接圖書館を利用できぬ人々のために、移動図書館、即ち自動車文庫を設け、すでに全国で約十五台の移動図書館が活動している等、各種の新らしい図書館率仕が進展しつつあるのであります。

第三は、図書館専門職員の充実であります。即ち専門職員である司書及び司書補の資格規定に基いて、これらの職員の資格附與の講習が行われるようになったのであります。この講習を契機といたしまして、専門職員の識見技術の向上が図られると共に図書館学に関する諸種の研究が旺盛となりまして、おのずから専門職員の資質が向上されて来たのであります。文部省といたしまして、この専門職員の養成充実が我が国図書館発展の原動力となるものと考え、大いに努力をいたしており、このたびの改正もこれに関連をす

るわけでありますが、昭和二十六年年度におきましては、すでに約一千二百人の講習を終り、引続き二十七年度も約二千人の養成講習を予定し、所要の準備を進めているのであります。

以上申述べた過去二カ年の法実施の経緯から考え、特に重要と思われる専門職員の充実について現実に、而も早急に解決を要する問題が生じて参りましたので、次の通り現行法の一部を改正し、法の実施を更に円滑にし、法の目的を実現したいと思ふのであります。

改正の第一は、法第六條第一項の規定に基く文部大臣の大学委嘱講習を、教育学部又は学芸学部を有する大学のみに限定いたします。広く大学に委嘱できるように改めようとするものであります。即ち現在「図書館に関する科目」が設置されている大学は、東京大学を始め京都大学、早稲田大学及び慶応大学等、国公私立大学を含めて全国で約十六の大学に及んでおりまして、それら有能な教授陣容を備えて開講し、自主的な図書館講習を計画実施しているところが多いのであります。併し「図書館に関する科目」は殆んど文学部に属し、而も大部分教育学部又は学芸学部を有しない大学が設置している実情なのであります。従つてこれらの大学は、教育学部又は学芸学部を有しなくとも十分文部大臣の委嘱講習を実施し得る大学でありますので、講習総合計画との関係からも、時宜に適するよう改めたいと思ふのであります。この点の改正については、すでに全国私立大学図書館協議会から請願がなされ、二十六年五月、参議院において、同年七月衆議院においてそれ

ぞれ採択されているのであります。

改正の第二点は、法附則第四項の規定によつて司書及び司書補の暫定資格が公立図書館、国立国会図書館並びに大学附属図書館職員に與えられていくのであります。これらの職員のみのならず、大学以外の学校図書館職員で教諭免許状を有するもの及び教諭免許状を有するものとみなされるものについても同様に暫定資格を附與することに改めようとするのであります。即ち法制定の際には、この法が公立図書館を対象として規定していること、又国立国会図書館支部上野図書館が国立国会図書館法第二十二條の規定によりできる限り速かに東京都に移管され、公立図書館として再出発すること並びに専門職員の講習を大学に委嘱することに基き、大学図書館の果たす役割が大いに大きくなり、この法を適用して、これらの図書館職員にそれら暫定資格を附與したものであります。従つてその当時においては、大学以外の学校図書館職員については、この法の資格規定との直接具体的な関連を生ぜず、而も学校教育におけるこの種の規定を予想して暫定資格を附與しなかつたものであります。併しながら、これらの当初の事情はその後再検討すべき余地も生まれて参り、更に講習の実態から申しますと、大学以外の学校図書館職員が暫定資格を得ていないために、折角有能な職員でありながら受講の機会を失するものもあり、なお暫定資格を獲得して受講を望むものが多いので、図書館相互間の円滑な人事交流の点からも考えまして、他の図書館職員と同様法施行の日に適つて、暫定資格を附與するよう改めたいと思ふのであります。

す。併し学校図書館が、学校教育の学習活動の拠点となる本質的機能の面から考えまして、これら職員のうち、正式教員、つまり教育職員免許法に規定する教諭免許状を有するもの及び教育職員免許法施行法に規定する教諭免許状を有するものとみなされるもののみに暫定資格を附與することとしたしまして、臨時免許状を有するものは除いたのであります。

以上の二点が改正の要点でありまして、早急に解決を要する問題なのであります。図書館法の他の点についても若干改正を必要とする問題もありませんが、社会教育法を初め他の法令との関係もあり、なお十分研究すべき点が多いので、目下検討中でありまして、右の事情を御了承の上、十分御審議下さいまして、一日も早く御賛成下さるようお願いいたします。

○委員長(梅原眞隆君) 次に、教職員除、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案に関する提案理由を文部大臣にお願いいたします。

○国務大臣(天野貞祐君) 今回提出いたしました教職員の除、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案について御説明申し上げます。

教職員の適格審査の制度は、昭和二十年十月に発せられました日本教育制度に関する管理政策に関する件及び教員及び教育関係者の調査、除外及び認可に関する件(二つの連合国最高司令官の就任に基いて制定された教職員の除、就職禁止等に関する政令)によつて実施されて来たものであります。併しながら日本国との平和條約が発効した際には、公職資格審査の制度も廃止される関係もあり、占領政策に基いて実施されましたこの教職員の適格審査の制度は、終止せしめるのが妥当であると考へられます。

このために、この法律により、教職員の適格審査の根拠法令である右の政令を日本国との平和條約発効の日において廃止しようとするものであります。なおこの政令の規定により恩給その他の利益を受ける権利又は資格を失つた者については、この法律によつて、その施行の日からその権利又は資格を取得させることとし、又同令廃止前の違法行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとして、先に罰則の適用を受けた者との間に公平を失われないようにいたしましたのであります。

以上が本法案の要旨であります。何とぞよろしく御審議の上御可決下さることをお願い申し上げます。

○委員長(梅原眞隆君) ちよつとお諮りいたします。昨日参議院に本審査として連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案が提出されました。つきましては本日の日程に追加いたしまして、文部大臣から提案理由の説明を聞きたいと思ふますが、御異議ございませんか。

○委員長(梅原眞隆君) それでは大臣にお願いいたします。

○国務大臣(天野貞祐君) 今政府から提出いたしました連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案について、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

この法律案は、日本国との平和條約

第十五條(C)の規定に基くものであり、同條約に規定されている事項と同一事項を規定するものでありますが、このような法律案を提出するに至りました理由は次の通りであります。即ち、対日平和條約の規定だけでは一般国民の理解に不十分な点もあり、又実施上の細目について欠ける点もありません。そこで條約上の義務を日本国及び日本国民が誠実に履行するために、又將來において起り得べき問題をできるだけ避けるためには、同條約同規定の解釈を法律で定める必要を認めなければなりません。

次にこの法律案の内容について主な点を申し上げます。

第一は、著作権に関する日本国との條約又は協定が廢棄又は停止された場合においても、連合国及び連合国民が戦時中に取得した著作権はこれを保護する旨を明確にいたしました点であります。第三條は、これに関する規定であります。

第二は、この法律案は著作権法に規定する著作権の保護期間に関する特例を定めたこととあります。即ち昭和十六年十二月七日に日本国において存在した連合国及び連合国民の著作権は、著作権法に規定する期間に、戦争期間に相当する期間を加算した期間、継続することとしたしました。又(四)戦争期間中に生じた連合国及び連合国民の著作権は、著作権法に規定する期間に著作権取得された日から日本国と当該連合国との間に対日平和條約が効力を生ずる日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間継続することとしたしました。第四條はこれらに関する規定であります。(五)著作権のうち

特に翻訳権に関する保護期間については、上記(四)による加算期間を加え、更にその六ヶ月を加算することになりました。具体的に申し上げますと、著作権法第七條第一項に規定している翻訳権に関する十年という期間は、この十年に上記(四)による戦争期間を加え、更にその六ヶ月の場合において六ヶ月を加えた期間となります。第五條はこれに関する規定であります。

第三は、前述の連合国及び連合国民の著作権の保護期間延長の利益は、日本国と当該連合国との間において、対日平和條約が効力を生ずる日に、連合国及び連合国民が有する著作権のみが受けることと規定いたしましたこととあります。即ちその日に非連合国又は非連合国民が譲渡を受けて権利者となつて居る著作権は、本法による期間延長の利益を受け得ないのであります。第六條はこれに関する規定であります。

第四は、連合国及び連合国民の著作権に関する譲渡については、著作権法に定める原則通り登録をしなければその権利を第三者に対抗できないこととし、又この登録については、連合国及び連合国民に対しても登録税を課することとしたしましたこととあります。第七條はこれに関する規定であります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容であります。何とぞよろしく御審議の上速かに御可決下さるよう御願いたします。

○委員長(梅原眞隆君) 矢嶋委員から、スポーツ選手派遣に関して発言を求められておりますから、これを許可いたします。

○矢嶋三義君 私はこの際、国際的競技大会に我が国民が参加する問題につきまして、大臣に一つ所見を承わりたいと思つております。

先ず大臣に承わりたい点は、スポーツと国際親善というものをどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか、その点を先ず承わりたいと思つております。

○國務大臣(天野貞祐君) 本質的にはスポーツは国際親善に寄與するものだと考えております。

○矢嶋三義君 先般十数年ぶりに我が国はオスロにおける冬季オリンピック競技大会に参加して、その参加された監督並びに選手のかたんの帰朝談により、更に国際親善、国民外交という立場から非常にその成果が大きかつたといふことを承わつておるのでございませうが、大臣も只今スポーツが国際親善、更には国民外交に果すべき使命といふものは原則的に承認される問題だ、こういう御発言があつたのでございませうが、現在世界が冷い二つのプロトクに対立しておることは申すまでもありません。この中であつて、私は我が国の平和憲法を守る立場から、この世界の溝を、我が国は少しでもこの深き溝を浅くして行く。そして世界平和を招来するといふ基本線に立つて我が国は今後歩いて行かなくてはならぬのじやないか、こう考えるのでございませうが、それに対する大臣の所見並びに大臣はスポーツと国際親善との関係に肯定されたわけでございませうが、それに対して、どういふ具体的な案を持たれてその目的を達成されようと思つておるか、そういう点につきまして御所見がございしたら伺いたいと思つております。

○國務大臣(天野貞祐君) 原則的に私は国際親善に資すると思つていますが、併し日本のような敗戦国でございませうから、その程度とか、そういうことについては十分なる考慮を拂わなければならぬと思つております。

○矢嶋三義君 敗戦国だから、その程度については考慮を拂うというのはいふまでもないと思つております。

○國務大臣(天野貞祐君) 非常にたくさん選手を出すとか、或いは国によつては、場合によればどこへでも出すとかいうようなことは、やはり日本としてそういう点については考慮をすることが必要であるといふこととあります。

○矢嶋三義君 人数と場所について御説明になつたようでございませうが、まあ経済的な理由から或る程度派遣人員が制約されるというところは、これは別の問題としてございまして、どこにでも出すというわけには行かないといふのはどういふ意味でございませうか。もう少しお話を承わりたいと思つております。

○國務大臣(天野貞祐君) スポーツにとつて重要性を持つておるところと、そうでないところがありはしないか、私はただ極く一般的に言つて居ることなんです。日本国が敗戦国であるのに華々しくやるというところは余りよろしくないのではないかと、だからして人数とか、或いは出す場所についても、これは是非スポーツの上から必要であるといふところと、そうでないところというところという区別はありはしないかと思つております。

○矢嶋三義君 それでは大臣にお伺いしますが、大臣はスポーツと国際親善といふことを肯定されたわけでござい

ますが、ではよく私たち小さい頃から耳にしておることとございませうが、スポーツには国境がない、スポーツによつて特脱いだ国民外交といふものは非常に効果があるのだといふことをよく耳にして参つたのでありますが、このスポーツに国境がないといふことについて、大臣はどういふふうにお考えになつていらしますか。

○國務大臣(天野貞祐君) スポーツに国境がないといふことはどういふこととございませうか、私もいろいろに考えられると思つていますが、極く常識的に言へばそうだと思います。

○矢嶋三義君 それでは少し話を進めまして、先般オスロに代表を送る場合に、まあ予算の問題その他いろいろ議論されたわけでございませうが、ともかく我が国の経済状況で許される範囲内において、監督以下選手十七人のかたが参加されて、まあ立派な成果を上げてお帰り下さつたわけですね。更に先般二月インドで卓球の世界選手権の大会がありまして、大臣御承知の通りに男女單複、団体と四つの選手権を獲得されて代表のかたがお帰りになつた。これらは国民の、敗戦国民としての誇りといふものを、敗戦国民の打ちひしがれたその気持に一つの誇りを与える意味におきまして、非常に私は効果があつたと思つておるのでございませうが、伝えられるところによりますと、この卓球の大会が明年三月はルーマニアのアカレストで開かれる、ところがルーマニアで開かれるので外貨の割当が許可されないらしい。外貨の許可がされないとすると、四つの選手権を持ちながら、そのカプの返還にも参加することができない、こういうふうな

ことを私は伺つておるのでございますが、大臣そういうことを御承知でございませうか、先ず承わりたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) この外貨の關係があるために今その点を研究しておるというように聞いております。

○矢嶋三義君 それじや大臣にお伺ひいたしますが、この外貨の枠というものはどのくらいあつて、そしてその配分というものはどういふ基準によつてなされておられるのか、御答弁願ひたいと思ひます。若し大臣御承知でございませうしたら、少くともこれだけの重要な問題につきましては、私は文部省内の所管局長において研究されておることでもございませうし、又大臣も私は或る程度は當然御存じでないかと思ひますが、お伺ひいたします。

○國務大臣(天野貞祐君) スポーツにはそういう枠がないように聞いております。○矢嶋三義君 それじや大臣にお伺ひいたしますが、外貨の割当がないために行けない、その点について研究されておる、こういう御答弁でございませうが、まあ御承知のように藝能人、それぞれの階層において相当のかたが渡航されておるわけでございませうけれども、この卓球選手というものは、私は数から言つても極めて少数であるし、その外貨の割当がないということについて、私はどうも理解に苦しむ点があるのでございませうが、如何なものでございませうか。

○國務大臣(天野貞祐君) 外貨のところが問題がはつきりしないから、それを今調べておるということでもございませう。

○矢嶋三義君 それじや大臣はルーミアにあるところの卓球世界選手権大会には我が国の代表を送るべきだといふお考えでいらつしやいますか、どうなんでしょう。

○國務大臣(天野貞祐君) まだ私の考えははつきりいたしていません。

○矢嶋三義君 はつきりしてないといふのはどういふ……先ほど国際親善に寄與するといふまあ前提を承わつたわけですが、はつきりしてないといふのはどういふことですか。

○國務大臣(天野貞祐君) 外貨の問題がはつきりしないから私の考えもはつきりしないといふことです。

○矢嶋三義君 外貨がはつきりしないといふ……外貨を獲得するためには、そういう会には、日本人として出席することが是非必要だと、だから僅かながらの外貨であるが、その中からは非割くべきである、こういうように話は進むのじやございませうし、例へばヘルシンキの大会に当りまして、私まあ承わるところでは二十万ドルの外貨が確保されておる、その派遣人員は九十八人で、文部省關係の予算としては千五百万円予算されておるというところは、先般承わつた通りでございませう。従つてこのルーミアで開かれる卓球大会につきましても、これが渡航目的その他から妥当だといふことになりませう、大臣としては当然その線から外貨の問題を論じて行くべきであつて、外貨がどうだから派遣が到達してないといふことはまだ見解が逆だと思ひて理解できないのでございませうが、如何でございませうか。

○國務大臣(天野貞祐君) 先ほども申しましたように、どこにでも何でも派遣するといふのじやなくして、その派遣すべき場所の重要性とか、そういうことを考へて行くということが先ず第一点である。次に外貨を獲得できるかといふことが第二点である、こういうように申したのであります。

○矢嶋三義君 その前段でございませうが、一部の報道によりますといふと、ルーミアはソヴェト・ブロック圏に入つてゐる、まあカーテン内であるから、だから外貨の割当は許可されないのだと、こういうようなことを、真偽のほどは知りませんが、承わつたのでございませうが、大臣はそういう点御承知でございませうか、更に若し御承知とするならば、それに対する大臣の御見解を承わりたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 文部省ではまだそういうことは聞いておりませんのです。

○矢嶋三義君 それでは理財局の崎谷事務官がお見えになつてゐるようでありませうから、私承わりたい点は、外貨を割当するところの基準並びに現在私の質問の中心になつておりますところのルーミアへの卓球選手の派遣に要するところの外貨割当の問題の経緯並びに結論に到達されておりますならば、一応の現在の結論といふものを承わりたいと思ひます。

○説明員(崎谷武男君) 先ずルーミアの卓球大会のことから申します。これは文部大臣の御答弁にありました通りでありまして、ルーミアへの決りでありまして、ルーミアに対する支拂をどうするかといふことが実は一つの問題でありまして、今までのところはつきりして

ておりません。ルーミアに対する決り方をどうするか、その点を今文部大臣も御答弁になりましたごとく、外貨の問題について研究中でございませう。これは外務省その他各省で検討しております。なおルーミアの件は、これは今御質問にもありましたように、来年の二月、三月頃の問題でございませう。

今度一応上半期のスポーツ關係の予算として外貨予算を検討いたしました際に、体協から出ておりますのは殆んどが九月までの企画でございませう。卓球だけが二月、三月頃のいわば来年度のものであります。その点で特に上半期の外貨予算を検討いたします際に、そう早急の問題でもありませんので、外貨の決済についても十分に検討いたしまして、それまで一応態度をきめかねたといふことであります。それからスポーツ關係の外貨予算を一体どういふふうな基準で定めるかという御質問でございませうが、これも先ほど文部大臣の御答弁にありましたように、スポーツ關係に幾らという特別に枠を初めから作つておるものではないと思ひます。で、ケース・バイ・ケースに、体協なり、その他運動競技關係の団体から要求がありましたら都度ケース・バイ・ケースに關係審議會で検討してきめて行く、そういう立場をとつております。

従ひまして、スポーツと國際親善といふことは御趣旨の通りであります。が、外貨の關係もありますので、余り大衆性のないスポーツとか、或いは日本が行きましても全然問題にならないといふようなものは多少考慮の余地がある、大体そういうことで、ケース・バイ・ケースに審査して行くといふ方針をとつております。

○矢嶋三義君 スポーツの場合について今お話がございましたが、まあ大衆性がないとか、或いは日本が参加しても問題にならないようなスポーツに対しては、外貨の割当についても考慮されんといふような御発言でございませうが、この卓球に關する点は、そういう点は問題にならないでしやうね、如何でしやう。

○説明員(崎谷武男君) 卓球に關しましては、私もよくその点はわらないのであります。が、むしろ体協とかいふような運動団体で、そういうことは役所といたしましては、体協あたりと折衝いたしましておりますので、体協あたりの判断に基礎を置ましてきめるということになると思ひます。卓球に關しては、私スポーツは余り存じませんで、自信を持つてお答えするわけには参りません。

○矢嶋三義君 それではまあ結論としては、そういう外貨を割当てて渡航させるかどうかといふようなことについて体協の意向を尊重すると、そして決定すると、こういうふうになりませう。それでございませうが、もう一言あなたに承わりたいのは、ルーミアとの外貨の決済云々といふことでございませうが、もう少しその点お話し頂けませんか。

○説明員(崎谷武男君) 御承知の通り、ソヴェト圏との決済というものがなかなかむずかしいわけでありませう。實際問題として、経済的な交流が始んどございませう。ルーミアにつきましましては、ルーミアにこちらから旅行するときにどういふことになるかといふことははつきりしてないわけでありませう。

○矢嶋三義君 では今のところ来年の二月に予定されておられるところのルーマニアで行われる卓球大会に我が国代表選手を派遣するかどうかということについては、体協のかたの意向を尊重して聴取し、更に外貨の決済についても検討を加えて、明年度下半期のことであるから、一応ここで保留しておるのであつて、今後国際親善の立場から、できるだけこの大会に我が国選手が参加できるように善処する用意がある、こういうふうに私は答弁を承わつておつてとつたわけでございますが、そんなんでございませう。これについては大臣も御答弁願ひたい。

○説明員(崎谷武男君) 大蔵省といたしましては、大体御質問の御趣旨の通りでございます。

○國務大臣(天野貞祐君) これは卓球連盟からもまだ話も何も聞いていないことなんです。だから自分らのほうではまだ研究も何もしていないことなんです。だからよく研究をするという御返事をいたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 これはやはり相当大きな問題でございますので、スポーツの持つ使命並びに意義という立場から、今後大臣において積極的に私は御努力を切に要望いたして、この点についての質問を一応打ち切ります。

○岩間正男君 大臣にちよつとお伺ひしておきますが、世界の選手権を四つが取つて、そういうカップを返すことができないということになれば、つまり日本のスポーツに対する考え方ですね。国際的にどういうふうな影響を與えるというところをお考えになつておりますか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) 只今私が申すように、卓球連盟がそういうことは主としてよくお考えであると思うのですが、何もまだ聞いていないんですから、よく卓球連盟の諸君と、若し申出があつたら話をいたしたいと思ひます。

○岩間正男君 スポーツはこの所管でありませうか、ちよつと念のため伺つておきたい。どこの所管です。日本の官庁のほうは……どこの省ですか。

○國務大臣(天野貞祐君) 文部省の所管でございます。

○岩間正男君 我々もそう承しておつたのですが、間違いないわけですね。従ひまして、これは矢嶋君からくれぐれも言われたように、これはですね、平和と親善のために非常に大きな役割を果す。スポーツに国境なしと言われるのはそういう意味だと思ひます。そういう点から、日本が今置かれておる立場というものを大きく世界に了解させる上にも非常に大きな意義を持つというところは言ひまでもないこととあります。そういうことを所管しておる文部省が、卓球協会から話がなからといつて、併しこれは随分随分で新聞にも出て問題化しておるこの問題に、文部大臣はやはり積極的に乗り出すべきじゃないか、これは関係者から聞く限り、そして今臨路になつておるこの外貨の割当の問題、これは十分に大蔵省なりと折衝して、こういうものに積極的に努力される意思があるかどうかですね。私はそれは積極的に努力する段階に來ていると思ひますが、これは大臣の一つの決意の問題として承わつておきたい、あなたの所管ですからね。この所管の責務をどう果たすかという事です。

○國務大臣(天野貞祐君) 勿論私の所管でございますが、併しどういうふうな判断によつて行くかというところは私の判断によることである、善処したいと思つております。

○岩間正男君 もう一つ。これはあとで矢嶋君が又質問するよりですが、文化と交流する、こういう面が遮断されておる。そして非常に一方的にこれはなつております。私は予算委員会でも質問したのですが、映画の面なども丁度このスポーツに似たような関係になつておる。それを押えておるのはこの外貨の割当というのを聞きまされども、それによつてわざ／＼こちらのほうも、どうもこのソビエト圏、こういうようなブロックに對して遮断しておる、こちらから何か戸を閉めておるという感じが非常に濃厚になつて來てゐるんです。こういう点は私は文部大臣は、文化と平和というものを司る最も大きな、そういう任務から考へて、これは打開されるために十分の努力をいたすべきだと思ひますが、この点は如何ですか。

○國務大臣(天野貞祐君) 文部大臣の職責については私も十分考へております。適当に考へて行きたいと思つております。

○矢嶋三義君 スポーツ関係を質問申上げるついでに、私二、三点国内スポーツに關してお伺ひしたいと思ひますが、この点に關しましては、先般本委員会におきまして一応御質問申上げた点でございませうから、繰返して申上げません。ただこの敗戦後の我が国のスポーツが我が国の再建という立場において、物心両面において貢獻して來た業績というものは極めて大きい、今後また大きいであらうというところを私は固く信ずるものであります。そういう立場から、先般私はこの学生スポーツのあり方について大臣に質しました。まあ野球のごとき我が国はプロとアマというものがあつたわけでございますが、ともかくこのプロとアマというものをはつきり別しては行かない。セミ・プロ的な存在は学生スポーツに對して許可されないことで、スポーツの再編成と言ひますが、新しい時代に處して行くところの新態勢というものをここにはつきりと理念的にも実践的にも確立しなければならぬ段階に來たのではないかと。戦後殆んど放任状態であつたスポーツ界に、ここに建設的な或る方向を打立てるべき段階ではないかというのを大臣にまあ御質問申上げたわけでございませうが、その後大臣は、今日は私は学生スポーツだけについて御答弁願ひたいと思ひます。時間の關係で……、どういう積極的な建設的御指導をなされたかというのを私は承わりたいのでございませう。それが一点と、それからそういう立場から、第二点としましては、文部省は特に極端な場合があるようですが、まあ学生スポーツがややもすると興行化の傾向がある。これに對しては七十六條によりますという二、三割の課税をしておりますが、こういうものも私は大蔵大臣が言うように我が国の経済が非常に安定して來て今後心配がない、こういう大臣の言葉を以てするならば、私は當然この二割の課税

というものを免れるべきではないかという私には見解を持つものでございませうが、これらに対する見解、これが第二点、それから第三点は、私のまあ今日の質問の直接の動機になつたわけでございますが、本日から大阪では毎日新聞の選抜高校野球大会が始まつておりますが、この開始を前にしまして、大臣も新聞で御覧になつたことと思ひますが、福岡県の門司東高校の参加辞退問題が起つております。その参加辞退問題は詳しく申上げませんが、結局参加する選手に對して、学校当局が学年末の試験を受けなくてはならないという特別取扱をした。これに對する教育的並びに社会的影響の大なる立場から、福岡県の高専野球連盟のほうで辞退を勧告して参加しないことになつたわけでございますが、或いは本日から参加してゐる他のチームにも、門司東高校のように学年末試験の特別取扱を受けて参加してゐるチームもあるかも知れませう。ないかも知れませう。それはともかくといたしまして、ああいう問題を大臣はどういうふうにお考えになるか。更にこういうものは現実に起つた問題でございますが、これは單に一校の問題に限りませう。全国大会に限りませう。ブロック大会もございませう。県下大会もあれば都内の大会もある。まあスポーツ行政の私は全般に通ずる大きな問題だと考へますので、これらに對する大臣の所見並びに大臣のこれに對する指導の方針、こういうものを承わりたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 学生野球というものが職業化してはいけない、この点については学生野球協会の人たちは、それまで嚴重にするのかと私が驚

くく非常に嚴重なことをやつてお
ります。日本学生野球協会については
私は詳しく仰つておりましたが、そうい
う点は非常に嚴重にやつておしま
す。それから又只今のうちに試験を免
がれさすとか、そういうことが悪いこ
とは勿論ですが、それをその土地の高
校野球連盟というものが許さないとい
うことは、高校野球連盟というものが
非常に健全だということを証明してい
ると思うのですが、併しそういう学校
にいろいろなことが起るといふことが
悪いといふことはこれは当然のこと
で、私はこれは教育委員会の所管で
ございますが、教育委員会に対して注
意を促したいと思つておきます。課税の
ことについては局長から答弁いたしま
す。

○政府委員(田中義男君) 免税等につ
きましては、大体都道府県がきめるこ
とになつておられます。而もそれには
所定の手続をしなければならぬこと
になつておられます。私も免税され
ることが望ましいと考へております
が、只今申しましたようなことで、
個々の都道府県でそれ／＼処置するこ
とに相成つておることを申し上げます。
○矢嶋三義君 勿論入場税は地方税で
ございまして、地方で税額をきめら
れることになりまして、併しながら国
会できめることと地方税法にちやん
と謳われておることであります。こ
れは單に地方できめられるからそのま
ま放任しておくというのではなくて、や
はり文部省として確たる見識を持
つて積極的に私は働きかけて行くこと
が本問題を解決する重要な要素だと考
へるわけですか、どういふ御努力を
なさつたか、今後なさろうとされてい

るかといふことを重ねて伺いたい、そ
れが一点。

それからもう一つは、大臣のさつき
の御答弁でございますが、まあ私が発
言の仕方が悪かつたかも知れませんが、
大臣は野球だけを上げて御答弁
なさつたわけですが、私はこの戦前並
びに戦時中の教育と戦後の教育の転換
期に、運動といふものが曾つては一部
の学生のためであつたものを、学校ス
ポーツが全部の学生のためとレクリ
エーションのような性格で非常に大転
換したと思つてございまして、それ
が更に、私先般申し上げましたように、
あのいたけな小学校の六年生あたり
に、郡内或いは県下の大会といふもの
を催してそういうところに選手として
出して、非常に心身共にまだ未発達
の過程にあるあつた児童を非常に感
激のシーンの中に打込むといふような
のが、新しい教育といふ立場から果し
て適當かどうか、更に県下の大会或
いは全国的な大会に、殆んど無制限
に一年の何回といふものをそういう試
合に過すといふようなことは、学習と
併立するといふ立場から果して適當
のかどうか、統制でなくて教育的な指
導といふものを要する段階に來てい
るのじやないかといふことを先般質
して、大臣から善処するといふ御答
頂いたわけでありまして、そういう立
場から指導の立場にある文部省として
善処して頂いておるかといふことを御
答弁願ひの私の目的であつたわけであ
ります。まあ野球に限つた問題ではあ
りません。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は野球と
いふことを矢嶋さんが言われました
し、現在子供のスポーツといふは野球

が一番盛んでそれからそれで野球につ
いて一例をとつてお話ししたのです。現在
この学生野球協会とも体育協会とも文
部省は毎月懇談会を催して、そうして
どういふようにするかといふことをし
よつち協議をいたしておられます。そ
れから只今申された子供の野球熱とい
ふことは確かにそれが過ぎては困る、
だから文部省でもこれだけやつちやい
けないとか、中学校は全国的なことを
やつてはいかぬとか、いろいろ／＼なそ
ういふ詳しい指示をいたしておられます。
自分の直接の所管ではございませぬけ
れども指導をいたしておられます。た
だこの際私らが考えにやならぬことは、
やはり子供ですから野球も熱中しては
悪いのですけれども、それで又ほ
かの娯楽に入つてしまふ虞れもあると
いふ、そういう点も私は教育者として
は考慮を要すると思つておられます。い
ろ／＼世間には子供がふけると困ること
がたゞさんあるのですからして、そ
ういふ点もあるからし過ぎてはいけな
いと思ふ。そういう点は文部省でも十分
指導をいたしておる考へでございま
す。

○政府委員(田中義男君) 先ほどの御
質問になお補足してお答え申し上げます
が、免税の点につきましては、只今申
しましたことが実はいろいろ／＼努力した
結果でございまして、なおお話
のうちに十分積極的に努力するつもり
でございますから御了承頂きたいと思
ひます。なお今度文部省はいろいろ
努力をして来たかといふお話をござい
ますが、御承知のように学習指導要
領、或いは又従来生徒の大会試合につ
いては通牒等も出しておられますので、
その線に沿つては／＼研究集会な

り、或いは関係者の会合等を催しま
す。それに、それ／＼の指示なり或いは協
議等をいたしまして趣旨の徹底を図つ
て来ております。要は大体一般に学校
自体が教育的な立場においての自主性
を確立するといふことが非常に必要
なことでございます。体育を実施いた
します場合にも、自己の責任において
指導的に計画的にそれを実施して行く
といふことが最も肝要であると存じま
して、さういふ助言するようにいたし
ておられます。のみならずその学校の中
におきましても、体育の指導的立場に
あるその指導者について、これを本
にそれ／＼の責任を果し得るような指
導力の強化を図ることが大切だと思
ひまして、それらの点についても殊に二
十七年度におきましては、学校体育、
学校スポーツの運営に関する手引書
を作りまして、そうしてそれを中心
に指導者のかた／＼にお集りを願つて十
分研究討議いたしまして、そうして学
校スポーツの運営の確立、健全化を図
りたいと考へております。

○矢嶋三義君 委員長、時間の關係上
これで終りますが、私は決して現在興
隆しつつあるところの学生スポーツを
統制しようとか、或いは抑制して頂
きたいといふような趣旨で御質問上げ
ているわけじやないのございまして、
その点取違えられないように要望
いたしておきます。で、飽くまでも教
育的でなければならぬ。より健全な
ものにならなければならぬといふ立場
から質しているわけでございますか
ら、先ほど大臣は御努力して頂いて
る点御答弁あつたのでございまして、
最後に私一点の御所見を伺ひ、なお
要望をしておきたい点は、ほんの一例

ではございませぬけれどもそれでまあ盡
きると思つてございまして、学生の
殊に生徒、児童のスポーツなんかとい
うのはどこまでも私は教育的でなけれ
ばならないと思ひます。それがどうか
すると大人のレクリエーションの具と
して用いられるような場合がある。極
端な場合には教育団体、教育者など
は全く別種で防犯協会あたりが犯罪防
止の一つの行事として生徒、児童の運
動大会をやる、まあ野球なんかよく
その場合に使われておられますが、こ
ういふ問題なんかは大臣はどういふ
に考へられるか。こういう点なんか
はやはり私は閣内における大臣の発言
によつてそういうものを継続もされる
し、又それが中止されて教育委員会な
り、或いは学校の所管の範囲内にお
いてそういうものが行われるかといふ
それだけのことをお尋ねいたします。

○國務大臣(天野貞祐君) 御心配の点
は誠に御尤もなんです。それについて
はそれを改組しまして、少年野球協会
といふようなふうに改組して防犯とか
いふことではなくてやうにいたして
おります。又防犯的なほうも全くやめ
になつてしまひやしないかも知れませ
んが、そういう改組をするとかさうい
う努力はいたして来ておりますが、こ
れはなか／＼簡單のことのようで簡單
でないのです。御指摘のような弊害が
起つてはいかぬといふことは私もよく
考へてその点にも考慮をした次第で
ございまして。
○岩間正男君 東大問題を扱われるそ
うですが、木村法務総裁が見えるまで
矢嶋君のさつきスポーツの問題に関
連しまして私は映画の問題についてお
聞きしたい。御承知のように日本の映

画はアメリカの映画が殆んどは、いんして思ふのです。大体七〇%以上がアメリカ映画という様な恰好になつてゐる。そのうちアメリカから入つてゐる映画の約八〇%がギャングのものだ、こういう形になつてゐるわけだ。ですから富士銀行のあゝいゝギャング問題が起りますと即日、僅か一日の間に浦和、新宿それから京都、こういう所でギャングの模倣事件が起つてゐる。これはそういう下地をたたくん作つてゐるのです。そこで今年度の映画の割当を見ますと、上半期の映画の割当はアメリカの映画は六十三本から七十八本に増えている。ところがフランス、イタリイ映画、こういうものは一本か二本きり。それからソビエトの映画に對しましては今まで三本だつたと思ふが殆んど全部切つてしまつた。その理由は全部外貨の割当とかなんとか大蔵省で言つてゐるのです。吉田総理も、予算委員会ではこれを質問しますと勿論好きな映画を見ておるんだと、こういうこととおよそ吉田さんは実情にうといと思ふ。これは誰もアメリカのギャング映画は喜んで見てゐないと思ふ。仕方なしに見てゐる。もう少しいい映画がふえればそつちのほうに傾いて行くと思ふ。これはフランスの映画、ソビエト映画が年に一本、二本配給されると、それが興行成績を非常に挙げてゐることは明らかである。こういうことを考えると先ほどの問題ですが、文化の上でも一辺倒で一方を遮断してしまふ。そして殊にアメリカ映画の大事な点というところになるかも知れませんが、アメリカ映画がこつちにあふれてゐるという原因は、一つは採算のとれる観衆を約六百万くら

い動員する映画というものは二、三本作るうち僅か十四、五本しかない。それでですからあの映画はアメリカ内でも採算がとれないという映画をどんどん日本に持つて来てはらんさんさせてゐる。そして同時に戦争の態勢に對しましてこのギャング物を普及させるといふことで、戦争気分というものをあおるといふことが一つ。それからあれを通じて非常な大きな外貨を獲得してゐる。つまり日本の映画館の營業經營の狀態を見ますと、やはりアメリカに多数、約六〇%といふものはあの營業の売上金の中から大きくこつそりといふものはこれと太刀打ができないのでだん／＼減んで行つてゐる。こういう形が出て来ていると思ふ。そうするとこれは非常な大きな問題であると思ふのですが、文化の面でも一つの遮断をやつて行くことは日本民族の非常な不利益にやないか。馬車馬のようになんだけ見せておいて一方の世界で大きく動いてゐる問題について眼をおおつてしまふといふことは東條時代と同じような愚かな政策であると思ふ。これがこれに對しまして文化政策の立場から文相はこの大蔵省の外貨優先主義をやつてゐることに對しましてどういうお考えを持つてゐるか、どういう打開の方法を考えてゐるか。これはさつきの矢嶋先生の卓球選手の派遣の問題と関連しましてより以上に文化的にながりを持つものでありますから、これは當然文相の御意見があられると思ひますが、これを公開したいと思ひます。〔共産主義「一辺倒だ」と呼ぶ者あり〕

○國務大臣(天野貞祐君) 私は映画もそうでありまして、又文芸の作品など何か適當な委員会を作つて、そういうところで審査するといふようなことが必要ではないかといふ構想を持つておられます。そういうことを何か考えてみたいと思ふ。そして勿論そういう道徳的によくないといふような映画を見せることはこの國のものでもよくないです。ですから、考えたいと思つております。

○岩間正男君 それは民間のそういうふうな希望を持つてやろうといふ動機は非常に多いのです。特にファンとかそういう人たちがそういうふうな希望は非常に大きく出しているのです。私は官制的にそういうふうなものをやる必要があるかどうかといふことはやはり問題であると思ふ。むしろ官制よりもそういう民間のそういう希望を大きく入れて、そして今の障礙を除去するといふことが重要であります。文相は現在の現在の置かれてゐる映画の鎖國狀態に對してどういう打開策を考えてゐるか。先ほどの審議會や或いは委員会を作るといふことではこれは恐らく解決できない一番大きなものが外貨の問題で、そこで大きく締められてゐるから何ともならない。こういう態勢があるのですが、これについて御意見を承わりたい。

○國務大臣(天野貞祐君) そういうことも何か一つの文化的な、芸術的な作品とか或いは又映画とかそういうものを研究する一つの委員会といふものが出来たらいいんじゃないか、すでに民間にも映画論理委員会といふふうなものがあるように聞いておりますけれども、私は文部省にもあつてもいいのではないかとと思つております。何でも役所々々と言われますけれども、この頃の役所はそんならいいですか民間の意思を無視するものではなくして、よく民間の言うことも聞くといふそういう意味で研究したらどうかといふような考えでございます。

○岩間正男君 私のお聞きしてゐるのは、委員会などができて実際の外貨の獲得、割当の問題に對して大きな発言権を持つていないのが現在の實際です。殊に文化問題の委員会は非常に貧弱です。私は當然これは政策の面としてもつと大きな立場から文相が當然責任者として大蔵省あたりと談判してこゝういふ狀態を解決しなければならぬと思ひますが、これに對してどういふ具體的な案を持つておられますか。その委員会の問題はまあ一応それはお聞きしなくてもいいのです。現実當面の問題としてすぐにこの四月一日新會計年度から現れて来る問題ですが、これに對してどういふ基本的な態度を持つておられるか。

○國務大臣(天野貞祐君) 私はだからそれが果してどういふふうに映画といふものがなつてゐる、どういふ程度にそういう割合がなつてゐるかといふことをよくはつきりさせて、若し本當に不当なことがあるなら幾らでも大蔵省に交渉をいたしますけれども、先ずそういうことを研究することが必要ではないかと思つてゐるのです。

○岩間正男君 そうするとまだこれは御研究にもなつておらないといふことになるわけですね。私の今申し上げましたのは外貨の割当としてはつきり出た資料について私は述べてゐるのです。そしてもうアメリカの映画は七〇%以上を占め、大部分の日本の映画商品の市場といふものを圧倒してゐるのです。こういう形がいいかどうか、而も大部分の内容、八〇%以上を占めるものはギャング映画です。西部劇です。ああいうものだけ見せて一体日本の文化を起すことができるか、國民の文化の榮養として満足できるか、そういうふうな一辺倒で國民を本當に健全に育てることができるか、殊にギャングの映画はああいうものは教育の中に悪影響を與えてゐるのです。こういう問題に對しまして現実の問題として起つてゐるからこの点についてお聞きしたいのですが、まだそういうものを御研究になつて、それからいふようなことは、私はどうもこれはやはり映画の問題も當然文部大臣の御所管であると思ふのでありますけれども、これはどうでございましょうか、こういうことは非常に私に間に合はないと思ふのでございまして、どうでございましょうか、これは。

○國務大臣(天野貞祐君) これはアメリカのものがみんな悪いといふわけではないだらうと思ふのです。だからしてどれだけアメリカのものが入つてゐるからそれで全部悪いといふことは私は思ひません。だからその程度がどういふ程度であるか、必要があればいつでも大蔵省に談判しようと思つております。

○岩間正男君 それでは御研究頂きまして早急に、この問題は重要ですから、そのうちに質問したいと思ひます。

○矢嶋三義君 議事進行について。岩間君の質問も終つたやうでございまして、これから東大事件をやられると思ひますが、そのうち法務總裁も見え

と思ひますが、従つてそれまでにこの東大問題については大臣も衆議院或いは参議院において／＼発言されているようでございますが、時間を節約する意味におきましてこの東大問題に關するまゝとつた大臣の見解というものをご一応ここで大臣のほうから承わつて、それに基いて各委員から質疑をする、こういう形で進んだら如何ですか。

○岩間正男君 法務総裁は見えるのですか。

○委員長(梅原眞隆君) 見えます。

○岩間正男君 これは法務総裁も聞いて頂く……。

○委員長(梅原眞隆君) 引續いて学園の自由と大学の自治に關する質疑を開きます。

○岩間正男君 この東大問題に關しましては私は文相に釈明を願ひなければならぬ問題が一つあるのです。といひますのはこれは私は二月の二十何日だつたかと思ひますが、この問題につきまして質問をしたわけでございします。ところが文相は学園内にあゝいゝやうなスパイが立入るといふやうなことに對して止むを得ない、警官が立入ることについて止むを得ない、そしてやはり学生のやつてゐることは非常に悪いことだ、どうも不穩なことだ、こういうことで文相は殆んどこれに對しまして否定的な態度をとられた。ところが翌日になりましたとこで答弁されたのは丸で違つた態度で以て答弁された。そこで矢内原学長と會われた後には私は灘谷の学生の騒擾事件について話したのであつて、東大事件については何ら話をしないんだといふやうなことを言われて、そしてこれは朝日新聞にも報道されておる。これは甚だ私は当委員会における国会の答弁と、それから外部でその後様子は變つたであらうしようが、變つてそれから答弁されてゐるのは丸で食い違つてゐる。こういうことは非常に許されぬことだと思ひます。私はこの点について当然文相から釈明されることがあると思つて、実はお待ちいたしておつたのであります。が、今までにさういふことがないのであるが、さういふ点は如何なものでありましようか。

○國務大臣(天野眞祐君) 私は灘谷の事件については／＼申しましたけれども、東大の問題については事情がまだわからないから何とも言へません。ただ大学といへども治外法権でないから場合によれば警察が入るといふこともやむを得ないこともあるということをも原則的に一般的に言つたのであります。

○矢嶋三義君 私の議事進行について一通語つて下さい。

○岩間正男君 今の御答弁は速記録をお調べになつてさういふことをおつしやつてゐるのですか。一つ速記録をお調べ願ひたい。

○國務大臣(天野眞祐君) 私は速記を別段見ておりません。

○岩間正男君 速記録ではさういふ一般的なといふふうにあなたはおつしやつておられます。それは違ひます。私は東大の問題につきましてはつきりお聞きしてゐるのに対して、さういふお答えをなしてゐるのです。その点は非常に私は遺憾に思ひます。一國の大臣の答弁がそんなふうになり、前後によつて情勢が變つたり、豹変するやうなこ

とは許されぬ。これは国会そのものに對して非常な侮辱です。

○木村守江君 豹変なんかしてゐない。

○岩間正男君 君は見えてゐないのか、速記録を。

○委員長(梅原眞隆君) それでは速記を調べた後にお答えすることにしまして、それでは先ほどの矢嶋君の動議のように今法務総裁も見えましたが文部大臣及び、法務総裁からこの問題に關して概括的な御意見を承わつて、それに對して各委員の質疑をするといふことに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) さういひたいします。それではこの学園の自由と大学の自治の件につきまして文部大臣及び法務総裁の御意見を承わりたいと思ひます。先ず文部大臣の御意見を承わります。

○國務大臣(天野眞祐君) 東大の事件については私は警察にも又学生のどちらにも行過ぎがある、警察官が次官通牒の線を超えて大学に何の交渉もなしに入つたといふことも警察官の行過ぎであるが、併し警察官の手帳を奪つて、さうしてこれを公開するといふやうなことも学生の私は強い行過ぎではないかと思ひます。だから今後同方がよく話合つて行けばさういふ問題は起らないやうによく解決できるという考えでございます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私の意見を率直に述べてみたいと思ひます。学園の自由は勿論尊重すべきであると思ひます。要するに何らの勢力の影響も受けずに真理の探求をし或いは學術の習修をするといふことの自由と

いふものは飽くまで尊重して行かなければならぬ。又学校は學問を修得するの場でありまから、これに對して我々は十分な尊重を與へべきことは当然の理由であります。併しながら學園といへども決して無條件に自由ではないのであります。殊に教育基本法第八條によりますると、学校は特定の政見を支持せず又支持せざることを教育を施したり、又政治活動をしてはいけないといふことを明らかに規定してゐるのであります。殊に昭和二十三年十月八日附を以ちまして、文部次官から公立、私立大学高等専門学校、教員養成諸学校に當りました、学生の政治運動についてという通牒が出ております。

これは誠に當を得たものと私は考へるものであります。いゝゆる學問の自由は認めべきではあるが、学校は政党的な場であつてはならぬ。政治的中立性をどこまでも確保しなければならぬといふことを明らかに書いてあるものであります。従ひまして学校においてはどこまでも學問の中立性といふものを尊重して、いゝゆる學習に専念すべき場であらなければならぬと私は考へるのであります。そこでこの東大事件が不幸にして起つたのは／＼の原因がある自由を侵害してはならぬ、これは當然であります。併しながら学校において政治活動をするやうなことがあつては、これは相成らんのであります。又御承知の通り、東大は非常に広範な學庭を持つてゐるのであります。いゝゆる学校の校庭といふのは非常に広いのであります。普通の道路と少しも變らないやうな道路が多数あります。この間において種々な出来事が起つてゐる

のでありますから、學園の中へ入つて警察官がこの自由を乱すといふことがあつてはなりません。学校校庭内の秩序といふものはどこまでも警察の責任でありますから、警察官が校庭の中へ入つて、いゝ／＼なことについて

の間違いが起らぬやうにするといふことは、これは又治安の面から言つても当然であると思ひます。そこで私は学校当局は、いゝゆる學問の中立性をどこまでも維持するように努力すると同時に、警察は又學問の場でありまから、いゝゆる教室なんかにおいてこれを取締るといふやうなことがあつてはならぬ。ただ学校の校庭内においての秩序をどこまでも保持して行くといふ程度にとどめるべきであらうと考へております。今度の東大事件は甚だ不祥事でありまが、これがいゝゆる雨降つて地固まるであらまして、先般学長の矢内原君も今後におきましては十分教育基本法第八條の規定を尊重してどこまでも學問の中立性を維持して行くといふことを明言されたのであります。又警察の方面におきましては行過ぎのないやうにこれから十分に注意をするといふやうなことを言つてゐるのでありますから、將來再びかやうな間違の起らないやうに相共に協力して行くといふことになりますれば再びかやうな不祥事は万起ることはなからうと、私はさう考へてゐる次第であります。

○委員長(梅原眞隆君) 各委員の御質疑がありましたら御発言を願ひます。

○高田なほ子君 木村総裁にお伺ひいたします。御趣旨は一応わかりましたが、二、三點疑義がございします。学園の自由は當然

守られなければならない。そして学園内の自治も又十分認めなければならないという考えでございすけれども、次官通達の際について触れておられないようではございすが、基本的にはこの次官通達をどういうふうにお考えになつておるか。あれを踏襲されているのか、されておられないのか、それを端的に。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は今議上げたのは二十三年十月八日の次官通達であります。恐らく高田委員の仰せになるのは昭和二十五年七月二十五日の通達であらうと、こう考えます。この通達を端的に申し上げますと私はよくできていふと思ふのです。この通達をお互いに学校当局も又取締方面においてもこれを遵守して行けば将来は間違いはなかりかと考えます。ただ細目の点において双方十分にまだ理解し得ないところがあるかも知れません。が、これらの点については両当局者において十分に協議すれば、この通達を以て私は学園の自由も尊重され、又警備方面のほうのことも十分に行くのじやないかと、私はこう考えております。

○高田なほ子君 大変明確にわかりました。ただこれは三月十五日の朝日新聞に出ておつたのでございすが、当然この次官通達は大学も、文部省も警視庁も責任をもつて守らなければならぬと思ふと、只今の御答弁と同じような記事が載つていふのでございすが、この東大事件を仔細に検討いたしました場合に、いささかここから逸脱したような行動が、これは文部大臣も言われているように警察側にも行き過ぎがあつたということを認められ、又

木村総裁も同じように認めておられると思ふのでございすが、警視庁も責任を以て守るべきだと思ふというのがあります。責任を以て守り得なかつたものに対する措置、考え方、これをどういうふうになさるおつもりであるのか、それを一点伺ひたいと思ふ。

○國務大臣(木村篤太郎君) どういう点について行き過ぎがあつたか、どういふ点について甚だおだやかでなかつたかといふことについてはまだ私に對して詳細な調査はいたして参りません。はつきり申し上げます。併し将来のことでもありますのでこの点については慎重に私考したいと、こう考えます。

○高田なほ子君 只今になつて行き過ぎがあなたのほうに行つていないといふことについては非常に私も心外に思ふのでありますが、行き過ぎのあつた点については当然反省せられ、善処せられるような御答弁であつたことは了承いたします。

その次にお伺ひしたいことは教授の身元調査、つまり思想の調査であります。そういうことは当然やるべきことではない、行うべきことではない、これは多分天野文相もそういう点については明確な御主張があつたやに承つておりますが、この場合渉外部の命令でやるということ、それから警視庁自体がそういうことをやるということとは、非常に似たやうであつて似ていないものがありますけれども、今後又向うからそういうものの命令が来た場合にはいつでも遠慮なく学園内に入つて教授の身元調査をやるというお考えであるのか、どうであるのか、その点を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 個人の思想はどこまでも尊重しなかつちやならんことは、これは憲法から当然であります。その人の思想なり、そういう従来の行動なりについて身元を洗うというやうなことは私はこれは行き過ぎであると考えております。併し警察においてもこれはいろいろの観点から人の思想を調査するといふやうなことは、これは行き過ぎであります。が、犯人なんかの捜査の点において当然取締のときには、取締に當つてそういうことの調査は必要な点もあるであります。併し今度の事件のように教授の思想なり、何なりを、これをいわゆる平易な言葉で申しますれば洗うと、こう申しましようか、そういうやうなことは將來あつてはならぬと私はこう考えます。

○高田なほ子君 渉外部からの命令があつた場合とそれとはどういふ関連を持つのでしようか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 渉外部の命令によつてやつたかどうか、私は存じません。併しながら今後は、御承知の通り調和條約発効後は日本は完全な独立国になるのありますから、さやうなことはあり得ないことと私は考えております。

○高田なほ子君 これは田中警視總監が本院において御答弁になつたことであつて、渉外部が教授の身元調査を命令したといふことである、その命令に従つて警視庁はこういふことを行なつた、甚だ私も心外なことを伺つたのでありますが、今後そういうことは絶対にあるべきはずのものではない、又やつてはならない、こういう点が明確になつたと思ひます。

次にお伺ひしたいことは、学園というのはいかにに教授から教育を受ける場、教室、それと又校内といふことと、二つに分けて先ほどお話があつたやうで、教室の中にそういうものが入つて来るなどといふことは大変な行き過ぎである、そんなことは断じてあつてはならないことだと言われながら、校庭内の秩序を保持して行くためには、やはりこれはお互いに研究してやらなければならぬ。こういう御発言があつたのあります。校庭内の秩序の保持といふことの限界であります。その点を明確にして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 校庭内においてはあらゆる面から秩序の保持をしなければならぬと思ひます。いろいろな事案が起るのあります。それは学校のいわゆる校庭内と校庭とは全然別なべきものと私は考えております。

○高田なほ子君 校庭の内部ではいろいろ学校が許した集会なんかも当然持たれると思ひます。そういう許したやうな学校の許した集会、学校の許した集会、そういうものに対してしてもやはり法務總裁としては、そこに秩序を守る者の立場から考えて、何らかの制裁、制ち、そういうものを加へられてよいのだという御見解をお持ちのやうに解釈されますが、その点如何ですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) この次官通達について先ほど申上げたのでありますがこの点極めて明瞭であります。この集会、殊に学校の管理者の許可を受けてやる集会については、管理者が全責任を負つてやらなければならぬ。

これは学校の当局に責任を一任しております。併しながらこの集会において学校の当局がこの管理権を放棄するやうな場合が仮にあつたすれば、それは学校当局みずからの責任であり、それは当然それに対して治安の面から見ても警察においてやるべきと考えればやらざるを得ない場合があるだらうと思ひます。これは私が申上げたのは、学校当局が全責任を負つてこの通達を守つてもらいたい、守りさえすればこれは問題は発生する余地はないのであります。そこで十分にこの通達の趣旨を理解されて、学校当局者はこれを遵守されることを私は希望いたします。

○高田なほ子君 矢内原総長も又東大の教授のかたも口をそろえて大学の自治といふことについては非常な責任を持つておられる。今日までも又その責任において事を処して来られたと思ふのでありますが、大学側がみずから管理権を放棄するといふやうなことは、これは当然私にはあり得ないことだと思ふのであります。併し今總裁が管理権を放棄した場合には仕方がない、こういうことを言われたのであります。が、一体管理権を放棄するといふ現実の問題はどういうやうなことになるのか、来るのでしようか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 学内において秘密結社を結んだり、政治行動をしたりすることでありす。

○高田なほ子君 その政治行動の限界でございすが、成るほど教育基本法第八條によれば、これは当然政治的に中立でなければならぬといふことは申すまでもないのであります。けれども私は私共は生を受けている以上は、衣食住あらゆるものが政治と関連性のない

ものは何一つとしてないわけでありま
す。特に今のようないろいろ情勢下に
さらされております場合に、青年たち
が直接身にふりかかってくる火の粉、
例えば徴兵というような問題も起つて
来たら、それではもう間に合わない。自分
たちはもう二度と戦争を起さないため
にも、又そういうことに協力しないた
めにも徴兵というものに對しては自分
たちは反対の立場をとる、これは率
直な、素朴な青年の真情であらうかと
思う。そういうものが直ちにこれが
政治的に特定の政党を支持している行
動であるというように解されるとする
ならば、これはもう無言の行をせざる
を得ないというところまで追込まれ
ておる。これは非常に重要な問題で
ございまして、あらゆるものは政治に
関連して行かなければならない。して
いる、現実として、こういうよう
な立場である限りにおいては、政治的
中立という意味のその限界を引くとい
うことは非常にむずかしいのではない
かと思ふ。この点の御見解を私は総裁
にお伺いしたいと思ふ。

○國務大臣(木村篤太郎君) 學生が政
治批判をしたり或いは政治学を研究し
たりすることは自由であります。併し
それが政治活動に移るといふことはあ
つてはならない。これは教育基本法第
八條の精神であります。その実態行動
に出た場合においては、学校当局はこ
れを看過し得べきものではないと、私
はこう考えております。

○高田なほ子君 徴兵反対という具体
的な問題をお答え願ひたいのですが、
ああいうものは政治活動というように
お考えになつていられるのでしよろ
か。

○國務大臣(木村篤太郎君) 徴兵反対
そのことの行動を私は見なければなら
ない。それが実際の行動でどういふこ
とをやるかというのを具体的に何し
なければ、そういう抽象的なことには
私はお答えすることはできない。

○高田なほ子君 それは私は決して抽
象的なことではないと思ふ。今政府は
實際徴兵するといふことも何も言つて
おらないわけでありまして。何政黨もそ
ういふことを言つておらないわけでお
ります。そういう何も言つておらない
という現実ではありますけれど、併し
一旦こういうになつた場合には、自分
たちの身にふりかかってくる火の粉で
ある。これは未然に拂つて行かなければ
ならない。こういうたような考え方を
持つのは私は青年として当然のこと
であつて、これをもしも政治活動といふこ
とは余りにも政治活動といふものの限
界を狭め過ぎるようによらぬ。であり
ますから、私は徴兵反対の運動は果し
て政治活動の中に入るものか。署名運
動にしても或いは街頭演説にしても、
學生がそういうことをした場合にはそれ
を政治活動であるといふに一概に
あなたはお考えになるのか。具体的
な問題でありますから、それをお答え下
さい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 学内でお
互いにこの徴兵制度について論議する
といふようなことは無論自由でありま
す。併し、學生が、街頭に立
つて徴兵反対なんといふようなことを
するといふことは、まさ私は一種
の政治運動であるといふ考へておりま
す。(それはおかしい)と呼ぶ者あ
り。

○高田なほ子君 大要その解釈は私は
まあおかしいのでありますが、街頭で
そういうことをやつて政治活動である
といふような何か法律的な根拠がある
のでしよろか。それをお伺いしたい。
○國務大臣(木村篤太郎君) それは一
種の政治活動と思ふのであります。
○高田なほ子君 それは大変意義があ
りますから、私はよく研究をしてみま
す。
その次にお伺いしたいことは、天野
文相の談話として、三月十三日の朝日
新聞に「次官通達は大の歴史を背景
として出来た文部省と警視庁の「協
約」で十分尊重されるべきものだ。現
在のままでいいと思ふ。ただ警視庁側
から細かい点ではつきりしない点があ
るのもつと具体的にしてもいいとい
ふ。要するに、一部字句の修
正等はやるかもしれないが、こういう
談話が発表されております。併し木村
法務総裁は先ほどの成文化された通
達には非常に明快で、結構であると思
う。いふお話があつて、それを修正す
るという御意向は聞かれなかつた
のであります。そこで総裁にお伺いし
たい点は、細かい点ではつきりし
ない点がある、もつと具体的にし
てもらいたいという要望があつたとい
うのであります。その要望の内容をお
差支えなければ明らかにして頂きた
いと思ふのであります。

○國務大臣(木村篤太郎君) ちよつと
わかりにくい……。
○高田なほ子君 文部大臣に對しま
してです、大要にこの通達は結構で
ある。併し警視庁側でもいふ／＼と研
究した結果ですね、はつきりしない点
があるので、もつと具体的にしてくら
いたいという要望があつた。つまり通
達を修正してもらいたいという要望
があつた。この文面なんですが、
なぜこの何がはつきりしない点があ
つたので、こういう要望がされておる
のでしよろか。もしおわかりでしたら、
内容を知らしてもらいたいところ思
います。わかりませんか。
○國務大臣(木村篤太郎君) 私はそれ
をこの委員会で言つたのですか。
○高田なほ子君 これは今新聞を讀み
上げました……。
○國務大臣(木村篤太郎君) 私はそれ
は記憶はありません。
○高田なほ子君 それではこういうこ
とはないわけですね。それではこれ
で終ります。

○矢嶋三義君 総裁にお伺いいたしま
す。私、高田委員が質問されました
で、それに答へないやうに質問いた
しますが、従つて具体的にお伺いた
します。先般宮城県では教育の場であ
る教室から警官が児童を直接に手錠を
着けて連行して行つた。それから南の
ほうでは熊本県で、これは新聞記事に
出ませんでしたので或いは御承知ない
かと存じますが、中学校校長がPTA
の予算を少し使途を誤まつてという
う疑いの下に、丁度授業中に、職員も
生徒も勿論おります。そこに警官が
靴履きのまま校長室に入つて行つて、
生徒の見てゐるところで校長に手錠を
着けて、そして警察に連行した。約
一カ月前の前の事件です。こういう
具体的問題です。これを法務総裁は
どういふふうにお考えになりますか。
(「議事進行」と呼ぶ者あり) 待ちなさ
いよ。
○木村守江君 今日東大問題の結論
を出すことになつてゐるはずでありま
す。ところが只今いふ／＼な質問を弄
懸してあります。東大問題に
関係のないような質問が繰出してあり
ます。(「関係ないことはないよ」簡單
に聞くんだけれど、いいんじやないか」
と呼ぶ者あり) そういうやうなこと
はいつになつたらこの問題が結論が
出ることからない。それでこれはやは
り議事の進行上質問を整理して欲しい
と思ひます。
○矢嶋三義君 答弁して下さいよ。
○國務大臣(木村篤太郎君) 今お話
になつた点は、私についてはまだ報告も
何もありません。
○矢嶋三義君 若しあつたとすれば、
私の今の発言のやうなことがあつたと
すれば、どう考えますか。
○國務大臣(木村篤太郎君) それは具
体的なことを十分取調べた上ではな
ければ、私は何とも言えない。それは具
体的な事実、どういふことになつてど
ういふことが明らかにならなければ、
警察に言うことはできないと思ふので
あります。
○矢嶋三義君 私が伺ひする点は、
総裁は二十五年七月二十五日のいわ
ゆる次官通達といふものはよくできて
おる。これを尊重して双方話合つて行
けば、学問の自由、それから教育の自
主性といふものも保てると、こういう
立派な御発言がございました。先
ほど高田委員がちよつと触れました
が、教育の場を教室内と運動場と、こ
ういふふうな殊に明確に区別されて先
ほどから御答弁なさつていらつしや
いますので、私は教育の自主性なり学
問の自由という立場からこの警察権の
行使との関連が非常にありますので私
はお伺ひしたわけでございますが、これ

を更に法務総裁並びに文部大臣に対してお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 勿論、先刻から繰返して申しますように、学問の自由は尊重しなければならぬのであります。従つて、学園の自治も私は尊重しなければならぬと存じております。併し、この具体的問題、どういふことが起つたかという事を明らかにしなければ、私は何とも言へない、こう言ふのです。或いは教室の中へどろぼうが飛込んで現行犯を捕えるというやうな場合もあり得るのであります。そういう場合には、学校としては管理の問題でやなしに、これは純然たる警察の問題でありますから、その場合には警察がタッチするのは当然であります。これは学校の管理を保護する立場から……、それでですから学園に起つたからと言つて、具体的な問題が現われて来ないと、抽象的には責任ある答弁はいたしかねるのであります。

○矢嶋三義君 それではまあ宮城の問題、或いは熊本の問題、これは他県にもこういう類似の問題が最近起つてございます。私の概要をお話して答弁を頂こうと思つたのでありますが、非常に慎重を期されまして、私の説明を信用して下さらんようでございますが、至急に教育委員会を通じて調査して、それに対する法務総裁並びに文部大臣の御答弁を改めて私は頂きたいと、こういうふうに考へております。次に法務総裁にお伺いしたい点は、東大事件が起つたときに、学生が警察手帳を取上げて万一夜日証憑が必要になつた場合に備へてこれを撮影を

やつた、この話を聞いたときに、法務と文部の連合委員会があつたときには、ちよつと行過ぎではないかというやうな御意見も一部の委員からありましたが、矢内原学長は、若しも正式の問題になつたときの証拠用として撮影を許可したと、こういうふうに答弁をされました。その後私は、科学精神と申しますか、その発揚には一応私は敬意を表しながらも、そういう必要は恐らく起らないのではないかと、こういうふうに私は信じておつたわけでございまして、二月の二十六日だつたと思ひますが、その委員会に証人として喚ばれましたところの本富士署長並びに警察官諸君は、二十日の文部、法務の連合委員会の公述と全く違つた公述をされて、田中警視總監の口を通じて、本富士署長の二十日の証言は誤りであつたと、こういう取消をされて、あの事件の起つた当日東大生が警察手帳の撮影をしたのは必要であつたという裏書をされたわけでございますが、いやしくも国会においてこういう事態が起つたのであります。こういうことに対する法務総裁の見解、これを一つ承わりたい。

それから次にお伺いをしたい点は、東大の取締に警察官のかたを本富士署長に入れておられるようでございしますが、警察官の質の問題でございすね、伺つてみますという、二十歳から二十二歳程度の警察官のかたが、教授の尾行をするとか、或いは講義場においてどういふことを講義しておるかというのを聞く、そういう警察業務に服されておるわけでありまして、こういうおかたは東大の学生諸君よりも年齢的にも私は低いかと思ふのでござい

ますが、果してこういうやうな人的配置というものが適當であるかどうかという点、これにも関連いたしますが、矢内原学長の主張するところによりますと、前の署長さん時代に非常に連絡をして下さつてうまう行つておつたが、現在の署長さんになつてから全く連絡がなくなつてうまう行かなくなつた。更には先般の、正式には偽証問題にはなりませんでしたが、ああいう事態が起つて、果してあの年配の東大の学生諸君と本富士署長以下警察官との関係がうまく行くかどうか。ああいう大学生からも愛される本富士署となるためには私は何らか考慮さるべき問題があるのではないかと思ひますので、こういう点に対しての総裁の御意見を伺いたい。これは本富士署だけでなく、全国的に通ずる問題だと思ひますので、法務総裁の御意見を伺いたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 初めの警察手帳のことは私はよく存じないのですが、どういふことなんでしょうか。ちよつと速記を……。

○委員長(梅原眞隆君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始め

○国務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。そういうことは少し私は行過ぎだろつと考へております。将来十分に注意されることに取計らいます。又警察官の年齢の問題の御質問であります。これは誠に御尤もと思ひますが、殊にこの学園がその管轄内にあるやうな警察においては、十分学生の気持を理解し得るやうな署長が是非とも

私は必要だ、こう考へております。相当この点については我々は将来考慮を拂つてもおります。

○矢嶋三義君 次に伺ひたい点は、この警視總監と矢内原学長のお言葉を承つてお伺いしたいと……。

○委員長(梅原眞隆君) 一時に法務総裁は是非行かなくちやならぬところがあつたわけでありまして、一つ簡単に法務総裁に対する……。

○矢嶋三義君 警視總監は常時内偵といふことを先般の委員会では言われてゐるわけでありまして。常時内偵が必要だといふことを、総裁は只今校庭の秩序は警察でと、こういう答弁をされているのでございまして、この両者の発言には関連性があるのかどうか。私は教育の場というものは、教室と校庭とによつて成つてゐるのであつて、校庭だから警察官が、二十五年七月二十五日の文部次官通達によらずに、自由に入出入りして、直接警察権を行使するといふことは、やはり学園の自由と大学の自治の上から考慮さるべき問題ではないかと、こゝ私は考へるわけですが、これが一点。それからもう一点お伺ひたい点は、身許調査については先ほど御説明がございましたが、それに関連して私も一点お伺ひたい点は、全国的に労働組合の幹部の身許調査をしてゐる事実がございまして。警察法の第一條の二項を見まして、そういうものはそれに該当するやうな一切の表現はないのであります。思想の調査については否定されましたが、身許調査については全面的に否定されない、むしろ肯定されたやうなさつき発言があつたのでありますけれども、労働組合の幹部に対して、どうい

ふ目的で、何の根拠によつてなされてゐるか、更には今後それを続けられるのか。

○国務大臣(木村篤太郎君) この校庭内と申しまして、区別しなければならぬ。殊に東大の校庭といふものは、殆んど校庭じゃない。人の通行を自由に許しておる。普通の学園の校庭と違ひます。あそこはもう最近自動車か人か知りませんが、我々の学生時代でも何でも入つた。我々も実は校庭で以て物を盗まれた経験もある、その被害者の一人なんです。自由なんです。ああいう所をそのまま学校の管理者に放任しておけば、どれだけの犯罪が起るかわかりません。現に起つてゐるのであります。そこをばつて区別しなければならぬ。普通のそこらの小学校の校庭とは全然違ふ。あれは交通自由なんでありまして。あれをそのまま警察の権利を封じて、警察権が及ばんとするといふことになれば、何が起るかからん。これは責任ある私が申し上げます。これはばつて区別しなければならぬ。労働組合の委員諸君の身許調査、そういうことは私聞いておりません。

○矢嶋三義君 そういうものはやらな

いんですね。

○国務大臣(木村篤太郎君) 無論私

は……。

○岩間正男君 時間がありませんから、簡単に伺ひますけれども、学問の自由は飽くまで守る、そういうこととで、次官通達の線が確認され、これは文相も法務総裁もそういう発言でありますから、それはもう決着までに行つたことは一応いいと思ふのであります。ただ問題は、今後あ

うような事態が起るかどうか、こういうところに問題があると思います。一応そういう答弁があつた。そこで私はお聞きしたいのですが、田中警視總監の本委員会における証言によりまして、と、ああいうような身許調査とか、尾行とか張り込みという行為が、尾行とか張り込みという行為が、これは法的根拠がない。併しこれは警察の今までの慣習である。この警察の慣習というのは、一体いつの慣習であるのかどうか。これは戦争前の時代にもやはりこういうことが非常に多くなされた。治安維持法の形ででん／＼なされて、恐怖的な警察行政がやられた。併しその時代のこれは慣習じゃない。少くとも新しい憲法時代におきましては、こういうようなことは厳然としてこれは禁止されておる事実だと思ひます。そこで法務総裁にお伺ひしたいのでありますが、このような慣習というものは、これは許されるのかどうか、こういう点はどういうふうにお考えですか。無論法的根拠がないということ、法務総裁も確認されると思ひますが、併し慣習そのものが今のような形でやられるとなれば、これは甚だどうもおかしいことになるのでありますが、この点はどういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 犯罪の予防及び捜査に必要な限度において、警察官がそれをやるのは当然であると思ひます。

○岩間正男君 その限界がこれは問題になつて来るのでありますが、それと関連して、一体どのような組織が現在ないのであるか。何かこれは特別警備班というものは、実際ない

のであります。○國務大臣(木村篤太郎君) 特別警備班なんというものは、私は聞いておりません。

○岩間正男君 これはこの点を我々もつと明らかにされる必要があると思ひるのであります。これは木村法務総裁もまだ就任後残れて、そういうことは或いは御存じないかも知れませんが、或いは又御存じなのかどうかかわかりませんが、これはあの警察手帳の内容を見ても、あの警察官は普通一般の警察官とは考えられない。全く学内における尾行、身許調査、そういうことだけに専念してある。そういうふうな特別隊が現在秘密裡に七十三人によつて構成されておることを聞いておる。その中の、あの警察官ははつきり学生係の三人である。四人、本富士署にはそういう者があるようであります。そういう事態は木村法務総裁は御存じないのでありますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は全然存じません。よく調べましょう。

○岩間正男君 この点については十分にこれは御調査になつて、少くともこういうことは、日本の秘密警察の復活の端緒としまして、非常に重大な関心を持つておるのでありますから、誰もが、この問題に関心を持つておるから、御調査なすつて、こういう事態が明らかになれば、どのような御処置をとるお考えでありますか、この点も伺ひたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) そういう特別の警備なんという必要は、私はなからうかと私に思ひます。普通の警察の職員で以て調べるべきものは調べ、捜査すべきものは捜査し、治安を

守るときには治安を守つて行くということではよろうと思ひます。

○岩間正男君 あのような警察手帳の内容で警察官の職務が執行されるとした場合に、明らかにこれは違憲である、憲法違反のやり方であるというこゝとは総裁お認めになりますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は前から申し上げておる通り、人の思想に立入つたりすることは、これはよくない、将来そういうことは慎みむべきであると思ひます。

○岩間正男君 慣習はどうでありますか。そういう慣習だからと言つて、それが何が高警察の復活の事態がまぎ／＼と起つておるような、ああいう慣習だということ、警視總監がやつて行つたら、これは重大な問題だと思ひます。こういう慣習は許されずか、どうでしょうか、はつきりお答え下さい。文部委員会において私の質問に……。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は慣習というものを聞いておりませんが、只今まで申し上げた通り、さような人の思想に立入つたりするということ、これはよくない。将来において若しも万が一さようなことがあるということを仮定いたしますれば、私は断然それはやめさせるべきもの、こう考へております。

○岩間正男君 先ほどの質問に関連するものでありますが、これは独立後にはそういう事態が起らない、こういうことと成る。これは向うの涉外関係から依頼を受けて調査したということ、田中警視總監ははつきり答へておる。そういうことははつきり起らないのであります。そこで聞ききたい

のは今問題になつておる刑事特別法という形、そしてやはりこれについて日本の警察はこれを調査する、こういうような事態が起らないでしようか。今度の刑事特別法との関連においてこれは非常に問題になると思ひますが、如何でありますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 外国の依頼を受けて人の身許を調査するということは、調和発効後にはあり得ないことではあります。併し刑事特別法においてこれは駐留軍の……、治安を確保するといふような点に至りますと、日本が独自によつてこれをやるのであります。かりそめにも駐留軍の指揮監督によつてやるものではないと私は確信いたしております。

○岩間正男君 そういうような場合には、これは何かそういう常日頃、そういう組織がなくて現在の警察だけでそういう任務をする、遂行することは非常に不可能だと思ひますが、どうなんでしょうか、そういうようなものを組織して特番の擴大とか何とか考へておる。○國務大臣(木村篤太郎君) いや考へておりません。今までの警察力を以て十分できると私は考へております。

○委員(梅原眞隆君) 一時です。法務総裁お帰りになります。

○矢嶋三義君 文部大臣にお伺ひいたします。東大の矢内原学長を本委員会に二日間おいで願つたのですが、我々が承つておるところによりますと、校内規律に反したものに對しましては、相當の処分者を出してありますし、更にはこの処分の解除に當つても随分慎重な態度をとつておられる。

更には今法務総裁の発言がありました。非常に都民の交通が煩雜であるといふような立場からパトロールといふものも一応了承しておるようでございますが、更に近くは学内の自衛を図る目的を以て学長告示といふものを出されたことも新聞で拜見しております。こういうところを一貫して見ますと、と、大学の学問の自由並びに自治をみずから手によつて守らうとする大学当局の努力といふものは、私は相當高く評價されていいのじゃないか。この事件を通じて私はそういうふうな感ずるわけでございますが、そこで大臣に私にお伺ひしたい点は、大臣は二十五年七月二十五日の次官通牒といふものは話合ひによつて守らるべきもので、それによつて問題ははるまじく進むと思ひます。こういう見解を先ほど開陳されたわけでございしますが、それに當りまして、この通達を生かして行くに當つて最も必要なのは、本富士現署長に代るまでは非常にうまく行つておつたが、代つてからどうもうまく行かない。これは矢内原学長の証言でございます。更に先般、ちよつと先ほど申し上げましたように、ああいう前回の全面的取消しといふものを宣誓の下に国会において署長はなさつております。更にはパトロールといふものも一応大学当局は了解しておられますけれども、これも話合ひなくして、二十年頃からいつ始まつたともわからず、パトロールが実施されるようになったといふことを、こういうことを矢内原学長は言われているのでございまして、私は委員会における矢内原学長と田中警視總監の発言は若干食違つておるし、又或る意味においてはそれ／＼

部下がありますし、感情的な一部の対立もあるのではないかと、このような点も感じないわけではございませんでした。この際私は大臣は次官通達の線を守つて行く。更に現在の東大と本富士警備官と大学の教授並びに生徒諸君の間から行くようにするためには、私は何か大臣として善処さるべき余地があるのではないかと。もう一つと具体的に申し上げますならば、少くともあの東大の学生にとつては、現在の本富士警備官並びに先般問題になりました警察官、あるいは人が如何なる指導をしようとも、あの大学生を心服さしめて、これを警察官として指導して行くということは全く私は不可能事だと考へるわけですが、それらに対して何か大臣の見解なり対策があらになつたか伺いたいと思ひます。

○国務大臣(天野貞祐君) 東大当局が非常にこのことに誠意を以て努力しておられるというところは、私も非常に多としておるところでございます。それから本富士警備官のことは、私の所管外のことでございますが、一般に言つて適当な機会を得て東大理事長、警備總監、私とよく話をしたいということを考えております。

○矢嶋三義君 その点はそこにとどめまして、これについては直接所管ではないけれども、まあ大臣の所管である東京大学、延いては全国の学園に影響のある重大な問題でございますので、大臣の格段の私は善処を切に要望いたします。

もう一点伺ひたいしますが、それは矢内原学長は学園の自由と大学の自治を守る立場において二つの要素がある。その一つの中に、人事権が大学

に確保されることである、こういうことを二つのうちのひとつとして挙げられておるわけでございます。そこで私は本日は学園の自由と大学の自治という立場における委員会でございますので、大臣にあえて伺ひたいすわけでございますが、先般一部新聞には、法学部の廃止論とか或いは学長の官選論というのが出たわけでございますが、これに對しまして、私は伝え聞いたところでありまして、大臣に確かめるわけでございますが、学長選任については四月一日から発足するところの中央教育審議会に諮つて、そうして考慮するという態度を大臣を中心とするところの文部省幹部で決定したやに承わつておりますが、果して事実かどうか、と申しますことは、現在における学長の選任方法では不当であるとお考へになつていらつしやるのかどうかというところは私はここに改めて伺ひたいしたいわけでございます。それと同時に、国立大学並びに公立大学の管理法は先国会に提案されて流れたわけでございますが、その後におけるところの旧制大学並びに新制大学の管理機関は、あの一府国会に提案された管理法の管理機関に準じて各大学は大きく運営されておるといふことは、先般の委員会でも局長から承わつたわけでありまして、これも又私一、二の例をとりま

すが、伝え聞くところによりまして、旧制大学は管理令によつて行つておるが、新制大学は管理機関というものが確立されないで、ややもするといふと大学教授の身分というものは非常に薄水を踏むようなもので、ましてや世界情勢、国内情勢がいろいろ段階になりますといふと、発言にも

非常に制約を受けて来る、延いては学園の自由といふものにも影響性があるといふようなことを承わつておるわけでございますが、これらに關しましてどういふ御見解を持ち、なお大学の自治と学園の自由を確保するために必要なる人事権の大学における確保という立場から、こういう新制大学に如何なる対策を持たれておられるか、この二点について御答弁を煩わしいと思ひます。

○国務大臣(天野貞祐君) 中央教育審議会といふのは、それには教育の一般的な問題を諮問したいと思つております。大学の学長を選挙するといふことは私は変える考へも何も持つておりません。

それから地方の大学は、旧制大学と申しましうか、長くやつて来た大学とは違つてまだ完成してないのです。そういう未完成の状態ですから旧制大学とは幾らかそこに違いはあるかも知れませんが、併し教授諸君が薄水を踏むがごときことは全然ないのであります。

○岩間正男君 大臣に二、三点伺つて置きたいのでありますが、学園の自由を飽くまで確立するためには、先ほど私は法務総裁にお聞きして、そして確答を得なかつたのでありますけれども、こういうふうな一つの何か思想調査、身許調査といふようなことが今後行われたら非常にこれは確立することが不可能だと思ふ。これは私は事例を挙げません。私はここに具体的な例を持つておられますけれども、煩に亘りますから挙げません。そういう態度はとられつつある。少くともそういう方向に行きつつあることが現在の逆コース

と關連して大きな形になつておる。こういう点について文相はこういうふうな特高警察の復活的な方向に行つていゝるものに対して、どういふふうな学園の自由を守る立場からこれは御処置になるか、閣僚の一人としてどういふふうに御努力をなさつておられるか、この点がはつきりしない。看板だけが学園の自由を守る、抽象的な声明だけでは私はなかつて、これは本心に守り切れない、こういう態度になりつつあると、この点に對しまして文相の御決意を伺つて置きたい。

○国務大臣(天野貞祐君) 大学教授の思想を調べるといふようなことは、私はあり得べからざることで、若し仮にそういう事実が現実にあつたらば、そういうことに對する抗議をしうと思つております。

○岩間正男君 そうすると具体的に、今度の警察手帳は文相もお説みになつたと思ひますが、そういうふうなことが人民の警察だといふ名前を以て一府発足した新しい性格におけるところの日本の警察の行動として許容されるとお考へになりますか。

○国務大臣(天野貞祐君) 思想を調べるといふようなことは許容できないといふことはしばしば申しした通りでございます。

○岩間正男君 警察手帳の具体的な内容につきまして、尾行をやるとか、そのほか身元調査及び思想調査をやる、實際張込みをやつて而もはつきりした特殊な任務を持つてゐる者で、七十三人で、実は各警察管区から一人ずつ腕利きの者を集めて作られたかういふ秘密組織なんです、かういふようなかたちに對しまして、ああいう形が現わ

れておる、單にあの手帳が偶然にあんなとき現われたものではあません。警察手帳の内容が問題になつて来る、この警察手帳の性格についても論議をされたのであります。更にでたらめな答弁をしておる。ああいう具体的なことを事実とされて、これでは学園の自由といふものは守られない、こういうふうな文相はお考へになると思ひますが、さうだとすれば、そういう態勢の下に動かされておるものに対しては、文相としてはもう一歩進めてやはり学園の自由を守る点において、政治的にそういう問題を解決される御努力がなければ、私は空言に終つてしまふのではないかと、かういふふうな思ひますが、どういふふうなその点文相がお考へになりますか。

○国務大臣(天野貞祐君) 現に法務総裁とも、法務総裁もああいうふうなお考へです、又警備總監ともよく話をうと思つておるので、そういうことは今後起らんようにする、仮にそういうことが起つて来たら強くこれに抗議しようと思つております。

○岩間正男君 我には文相のそういう、特に文相もそういう点で苦しめられた体験を持つておられるのだと思ひますが、そういう復活の徴候がまだまざと世の中で問題になつておりますから、やはりこういう態勢に對しまして事前に強力な政治的な方法をとられることを希望して、第二にお聞きしたいのは、先ほどの木村法務総裁の御答弁によりますと、法務総裁時間の關係で行かれてしまつたのでお聞きできなかったのではありませんが、学外におきまして生徒が演説をする、かういふことはどうもけしからん、生徒としてけ

ろ、文相もそういう点で苦しめられた体験を持つておられるのだと思ひますが、そういう復活の徴候がまだまざと世の中で問題になつておりますから、やはりこういう態勢に對しまして事前に強力な政治的な方法をとられることを希望して、第二にお聞きしたいのは、先ほどの木村法務総裁の御答弁によりますと、法務総裁時間の關係で行かれてしまつたのでお聞きできなかったのではありませんが、学外におきまして生徒が演説をする、かういふことはどうもけしからん、生徒としてけ

しからんというお話であつたのでありますが、これは生徒は学園内において學問に専心することは当然だといひまして、學外においては当然生徒は政治活動の自由があるのだというこ

とは、これは尾高参事人もはつきり申述べている。こういう点から考えまして非常にそのところが食い違ひがあり、そして法務總裁のような解釈を持つておられて、これがそのまま継続されて行くという、學問の自由というものは私は守り得ないと思う。實際は法務總裁の考へておる學問の自由というものは如何ようにしようとしておるのですか。私はおかしい、この点は

はつきり文相とされてはどういうようにお考へになつておりますか、この点重要なことですからお聞きして置きます。

○國務大臣(天野貞祐君) これは一体どこから政治活動ということになるかというところが一つの問題でございますが、仮に政治活動としても、法律上は成るほど岩間さんおつしやる通りだと思ふのですが、教育上は好ましくないというところは大学の私も知つてゐる人たちがみんな言つてゐることで、教育上は好ましくない。私もだから法律上これは確かに認められても教育の立場からは好ましくない、こういうことが言へると思ひます。

○岩間正男君 尾高教授がはつきりその点は明言されたのでありますが、その点はやはり尾高教授のお考へと食い違ひがあると思ひますが如何お考へになりますか。これははつきり明言され

た、文部・法務連合委員会におきまして、學外における生徒のそういう政治活動のできることを拘束することはでき

ない。はつきりそれは認められておるので、そこを伺ひたい。これは皆さんも御記憶あるだらうと思ひます。ここにおられる委員長もはつきり記憶しておられると思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は尾高教授は法的な立場から言われたことと思ひます。殊に選挙をその際引例されたというところでございまして、法的な立場から言われたことと考へております。

○岩間正男君 法的な立場で保護されているものが、何でもかでも制限されて行かなくちやならないかと言ふのであります。その点が主観的な判断になると非常にまずいので、教育の内容の問題と

言ひまして、それが法的に保護されている、併し教育的に見ればまずい、こういうようなお話でありますけれども、この点はそうするとそういう法的な保護のあるのを教育上において制限してゐる、こういうことになるのじやないですか。これは重要なことだと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は法律上は許されてゐることも学長の教育の方針によつては或る程度の制限を受け

るものもあり得ると思つております。それは学長或いはその大学の教育方針によるものだと思ひます。

○岩間正男君 そうしますと、そこまで立入る権限が学長にあるというものは、まあ新しい解釈になつて来て別の問題ですが、この論争はやりませんけれども、私はこれはおかしいと思ひます。それからもう一つ今の問題と関連して、先ほど高田君からもお話が出たのでありますけれども、政治活動の限界というのが、個人的な主観的な

判断で以て決定される。今言つたような平和を守り、憲法を守る。そうして学生の最も足許まで押寄せたこの戦争に対する不安の問題を飽くまで憲法を守るによつて守り抜く、こういうこともすぐ工合が悪いという政治活動だ、けしからん行動だ、こういうふう

にこれは認定される。こういうことになりましてこの見解は実は非常に危険だと思ひます。一応法的に認められたということでは政治活動の自由はあるんだといふことが言われておりました、それが具体的にになりますというとなつぱりそうでないというやうな形で推進められておる。こういうことは非常に私

とも関連しますというと言つたように教育方針云々で政治活動が望ましくないと、こういうことを言われてゐるのですが、併しアルバイトなんかで自由党なんか雇はれて選挙のときには盛んにやつておる、實際は。その通り」と呼ぶ者あり。御承知でしょう。こういうのも望ましくないものであります。やはりそういうものは許

容されておつて、そうして今度は別の立場から自分の政治的信念を貫くために利害を超越してこれは關つてゐる。これはしてはならない、こういうことになるだらう、私はこれは大変な独断だと思ふのでありますけれども、学長

がそんなことを拘束する権限がある、こゝろおつしやるのですか。この点は教育方針とか何とか言ひまして非常に了解に苦しむ。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は学生は法的に触れなければ何をしてもいいというのじやないと思ひます。学生にはやはり学生のあり方があるから、学長

がこういうのが学生のあり方であつて、自分はこういう方針によつて学生を指導して行きたいと言われれば、私は法律に許されてゐるものは全部学生がやつてよいということにはならないと思ひます。

○岩間正男君 そうすると学長は少くとも今のアルバイトの問題なんかを解決して、学生は八〇%ぐらいこれはアルバイトをやつてゐるのですが、みんなちやんとやり得る、しつかり學問ができるという態勢をとらなければならぬといふことを拘束する理由なんではないかと考へてゐる。学校の方針なんと言

つて、そうして食えない状態に落して置いて、そうしてそれについては責任は余りお持ちにならない。そうして教育方針についてだけは、これを拘束する面だけはこれをきちつとやかましく言ひ。こんなことが日本の教育の過去の姿じやないですか。口先だけのことで現実の問題は解決つかない、こういう形の私は教育というものは本當の教育にならないのじやないか。従ひまして何も学生だけじやないと思ひます。

法律に規定されてゐるから、それでその権利を飽くまで主張しなければ……その中にもいろいろ制限があるといふ、これは何も学生ばかりじやない、一般の國民でも必ずしもその権利を全部行使しなければならぬ、こういうことを言つてゐるんじやありませんけれども、どうも今の学長の方針によつて、これを規定して、学内の性格までこれを規定して行くということになり

ますと現実は大変な破綻に當面する。恐らくアルバイトを公式に奨励してゐる大学の学長は私はないと思ひます。これはやはり教育方針に反しており、大変

なことになる。併し現実はどうかといふと八〇%以上がアルバイトをやらなければ食えない。そして選挙なんか始まりますと、これは旗をかついでそういう仕事までやつてゐるというのが現実です。そうしますときに文相はその点を一体どういふふうに解釈するか。これは教育的に見ましても非常に重要だと思ひます。拘束面だけは許して、

やり、これを解決してやる、こういうやうな面については何らの責任を負わないとしたら日本の國はどうなりますか。がた／＼じやありませんか。こういう点について文相の考へをもう一度確かめておきます。

○國務大臣(天野貞祐君) 今岩間さんも言われたように、普通の人でも法律に許されてゐるから何でもそれをするといふことは望ましくないと言われる御議論ですが、学生と言へばもつとそういうことがあると思ひます。アルバイトはみんな否定するといふわけじや決してないので、このアルバイトは学長がこれは好ましくないアルバイトだから、何かほかのアルバイトを世話をしやうということもあり得ると私は思ひます。

○委員長(梅原眞隆君) ちよつとお語りいたしますが……。

○高田なほ子君 これはやめですか。○委員長(梅原眞隆君) ちよつとお語りいたしますが……。

○岩間正男君 今の文相の説明には私はまだ承服できない。私は教育全般を検討しなければならぬ問題ですから、こういう点は十分検討して頂きたい。この問題はやはり我々がここで何ば努力をしてもやりがいのない問題じやあ

りません。恐らくこれは歴史が変遷して、二、三年後に考えると、我々がここに大いに文相とも努力して行くという事は、日本の歴史の進展の上において私は必要問題じゃないと思ひます。いずれ又この問題は新たな研究課題として取上げて行きたいと思ひます。

○矢嶋三義君 一点だけ確かめておきたい。先ほど法務総裁がおられましたからお尋ねしなかつたのですが、大臣にこゝではつきり一言答弁して頂きたい、それはつきり岩間さんから言われた問題の焦点ですが、法務総裁は教育基本法の第八條を引用して高田委員に盛んに抗弁した。そして街頭ではいけなと結論してお尋ねになつたことは、これは教育基本法第八條の解釈ですが、この法務総裁の解釈は確かに間違ひだと思ひます。それで大臣がはつきり法的な立場から弁明して頂きたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) そのときにも法務総裁はこの八條の精神によればと言われた。

○矢嶋三義君 おかしいです、法律上のことではありません。

○岩間正男君 これはそうなりますと擴張解釈をどこまでも許せば、そういうものは彈正法にも何にもなつて来るのですから、従ひましてこれは法律のやうに規定された範囲内で、而もそれを守るといふことが、私はこういうとき文相の立場ではないかと思ひますが如何でしょうか。擴張解釈ではないかと思ひます。あまいなことではあられたら大変なことになります。

○矢嶋三義君 僕は附加して申し上げます。

すが、これは聞いておこう……、私は精神のない法律はないと思ひます。その法律の精神を余り擴張解釈すれば、もうないのと同じことになります。教育基本法の第八條といふものは、これは教育の場におけるところの……、又場という問題になります。規定したものであつて、大学生が一個人となつた場合には、当然私はこういう制限を付けられるべきものではない。ちよつと大臣のお耳を汚しますが、憲法の第三章の國民の權利及び義務の第十二條には「この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」これとの問題になるが、公共の福祉に反しない限りは、第十三條に謳つてあるように、「最大の尊重を必要とする」と、こゝういふに謳つてある。第二十一條には「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と、こゝういふになつてゐるわけですから、これらの関連で、大学の学生諸君が大学の校門を出て、そして学帽をかぶつてゐるのが悪いといふならば正服正帽を脱いで一個人となつた。而も彼らは成人してゐる人であり、この憲法によつて法的に保持せられるべきであつて、法務総裁の言うやうに、精神として御頭をやつてはいけないといふ、こゝういふ終止符を打つといふことは、これは重大な問題であると思ひますので、この答弁をお願い致します。

○國務大臣(天野貞祐君) だから私は法律的には外においては行動の自由を持つてゐるということとはつきり申してゐる通りであります。ただ精神といふことを法務総裁が言われたのは、法的にはさうであつても、學生といふもののあり方から考えれば、例えばそのやり方によつてはデモンストレーションをやつたとか、そういうやり方によつてはそこに制限を受けるという御趣旨じゃないかと思ひます。併しそれは法務総裁によくお尋ね下さい。私は前から法律上は認められるという答弁です。

○委員長(梅原眞隆君) ちよつとお話いたしました。今日はこの委員会を午後も続けて開きますか。又は委員会は今閉じて、小委員会に移りますか。

○高田なほ子君 委員長、発言が片寄り過ぎるよ。

○矢嶋三義君 私は先般来から災害に關する質問を申上げたといふことを再々申上げておるのです。明日から明後日に關連する内容でございますので、今日の公報にも上つておりますし、本日午後は非管理局長並びに課長に質問させて頂きたいと思ひます。

○委員長(梅原眞隆君) 午後開きたいという御意見ですが、午後やることに御異議ございせんか。

○岩間正男君 午後継続するならば、又法務総裁を呼んで頂きたい。今の問題を明らかにしなければ、大変な影響の起る問題です。

○委員長(梅原眞隆君) 午後やることに御異議ございせんか。

○委員長(梅原眞隆君) それでは二時半に再開することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) それでは岩間さんの言われた法務総裁のところはこれから懸け合います。併しながら果して来られるかどうかといふことは、努力はしますが、その辺は御了承をお願いしたい。

○岩間正男君 出られなければ又この次に……

○委員長(梅原眞隆君) それでは午前中の委員会を休憩し、二時半でどうでございますでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 二時半に開会いたします。これから懇談に移ります……

○高田なほ子君 懇談の前に確認して下さい。東大事件はこれで打切られますか。

○委員長(梅原眞隆君) それは打切つておりません。午後から開会すること、これだけ約束しました。

○高田なほ子君 私の発言を要求したときは、やはり指名して下さい。いつも抜かす癖がある。

○委員長(梅原眞隆君) 抜かしません。あなたがそう言つてゐるので、十分あなたに発言を許してゐる。これから休憩して懇談に移ります。午後一時二十九分休憩

午後三時八分開会

○委員長(梅原眞隆君) それではこれより引續いて文部委員会を開きます。最初に北海道地震による教育施設被害の状況について管理局長から説明を求めます。

○政府委員(近藤直人君) それでは北海道の十勝震災の文教施設の被害状況

につぎまして御説明申し上げます。お手許に資料が差上げてあると思ひますが、北海道では、学校数を申し上げますと小学校が全壊、半壊、大破、中破以下を合算して二百七十二校、中学校が同じく七十六校、高等学校が二十七校、合計三百七十五校、それからこの被害坪数を申し上げますと、小学校では三万三千四百四十二坪、中学校が一萬一千二百二十七坪、高等学校が二萬三千四百六十六坪、合計四萬六千九百五十五坪といふ状況でございます。なおこの十勝の地震に伴ひまして、岩手に余震がございまして、これは学校の大破が一校でございます。そのほかに石川県にやほりこの十勝地震の余震でございまして、このために学校が大破いたしましたものが小学校で九校、高等学校で二校でございます。今次の十勝の地震は御承知と思いますが、非常に震度の強いものでございまして、福井の地震の倍、ほぼ南海の地震に匹敵するといふ強烈なものでありますために被害も甚大であつたのでございます。取りわけ学校施設が非常に被害が多かつたのが著しい特徴であらうかと思ひます。

この学校施設の被害の状況は今申し上げました通りでございますが、この復旧につきましましては、只今のところ北海道庁の調査並びに文部省のほうからも実地に調査に参りまして、双方の調査をまとめまして復旧の対策を立てておるのでございます。その詳細につきましては、現地に実地に参りました田中施設部長から御説明いたしたいと存じます。

○委員長(梅原眞隆君) それでは引續いて田中施設部長から説明をお願いいたします。

○説明員(田中徳治君) それでは先月の十三日から約二週間に亘りまして、北海道の十勝地震の現状を視察して参りましたその大綱を御説明申し上げます。

今次の震災の特徴といたしまして、特に学校建築の被害が非常に多かつた、この点につきましては、この学校が主として北海道の泥炭地、非常に地盤の軟弱な個所に建設されておつたといふこと、なお校舍自体が非常に構造的不備であつたといふこと、なお校舍自体が非常に老朽のものが多く、腐朽の程度が甚だしい結果であつたといふこと、なおそのほかに地震そのものが非常に大きかつたといふこと、これらのものが総合されて、一般住宅に比しまして非常に被害が多かつたといふこととでございますが、併しそのうちでも不幸中の幸いと言いますが、児童、職員の犠牲者が非常に少なかつたといふことは、従来の震災に見ない例でございます。なお火災の少なかつたといふことは、これも一つの特徴でございます。現地の学校におきまして人的災害の少かつたといふことは、校舍自体が構造は非常に粗末でありまして、特に屋根の瓦がなかつたといふこと、要するにトタン葺なり或いは板葺で、非常に建物の上のほうが軽かつたといふこと、なお震災地におきましては二階建ての校舎がなかつたといふことが、割金に地震の激しかつたことに比較しまして被害の少ない原因にもなつておりますが、又倒壊に相当時間を要しまして、十分な避難ができたといふことも関係があるのでございます。併し特に被害の多いといふことは、学校の集合煙筒と言つておりますが、冬期

の煙房のための煉瓦造の煙突、これが相当に、殆んど大部分が被害を受けて、その倒壊によりまして児童の、或いは職員の犠牲者が出ておるのでございます。このことは北海道におきましては従来暴風も非常に多いのでございまして、震災がなかつたといふこと、学校建築の上におきまして何らのこれに対する措置を講じていなかったといふことが、その被害を大きくした一つの原因でございます。従いまして北海道の現在の建築はいさ少し耐震的な方法なり、或いは暴風に対する構造的措施を相当に考慮いたしまして、今後の建設をする必要があるのではないかとこの兒童、職員の犠牲者の少かつた原因といたしましては、戦前からの避難訓練の非常に徹底しておつたといふことが一つの原因であります。なお火災の少なかつたといふことにおきましては、常々北海道の校舎が火災が非常に多い、これは一つは冬の煙房のストーブの関係でもございしますが、この火器に対する平常からの心がまえが非常に徹底しておつた。地震中におきましても、みずから火傷を負いながらこの火災を非常に少くしたといふようなことになつております。特に震災の大きかつた地域は十勝、日高方面でございますが、釧路方面に参りましては震災よりは、むしろ津浪の被害が非常に多くなつて参つておりました。特に霧多布におきましてはこの津浪のため

に相当の被害をこうむつております。ですが、幸い新しい新制中学は立派な構造をやつておつたために、そのまゝ流失を免がれてそのまま厳存しておるといふような状況でございます。この建設につきましては、今後如何にするかという問題につきましては、市町村財政の非常に困窮しておる北海道市町村におきましては、少くとも十分な補助の裏付けなり或いは起債の裏付けをいたしまして、今後二度とこのように被害をこうむることのないようにすることが最も必要ではないかといふふうに考へておる次第であります。なお、北海道全道に亘りましては相当の震度の地域もありまして、十勝、日高以外におきましては、建物そのものに對しましては大した被害はありません。大集合煙突の被害程度でありまして、なお、この十勝或いは日高方面におきましては、学校そのものが非常に小さい学校であると同時に、僻地にあります。従いましてその被害が現在現存の授業をどう継続するかという点につきましては、相当町村自体も困つておるような現況を見受けた。併しこの授業の継続に對しましては、現地におきましては応急バラックの建設といふような声も強いようでございますが、併し折角市町村自体の財政の困窮の際なり、或いは国家の財政の困窮の際におきまして、このようなバラックの建築を推進することは国費なり、地方費を無駄に使用するといふようなことと考へられますので、できるならば本建築推進のために万全の措置を講ずることが最も適當ではないかといふふうに考へられます。その点につきましては、先ほどの補助金政策なり或いは起債の十分な裏付けを必要とするといふふうに考へられている次第であります。

○矢嶋三義君 私は本問題に関する皆様がたの説明を二週間前から要望して本日までできなかったことを非常に遺憾に思いますが、こういう問題が起つた場合には、全般的な災害状況については、本会議で主務大臣から緊急説明が行われる例になつております。少くとも文教関係の損害といふものは相当大きかつたとあらば、一日も早く情報の入るたびに本委員会に積極的に御説明あつて然るべきではないかと、この私は考へるわけでございしますが、單に北海道の災害に限定することなく、全国的にこの文部委員会としては教育施設の確保という立場で先般は決議案を出したような実情であります。それらに關して極めて重大な問題だと考へるのでありますが、本日まで文部省側から積極的な発言のなかつたことを私は遺憾に思ふのでありますが、今後のこともあろうかと存じますので、今後は善処して頂きたいことを先ず冒頭に要望しておきます。

御質問申上げた点は、北海道庁の資料並びに今文部省から提示された資料並びに説明によつて概略つかむことができました。そこで私は具体的に伺いたいところは、先ほど老朽校舎が非常に多かつたのが被害を大きくした一番の原因だといふ御発言がございましたが、私一部から聞いたところでは、新築の校舎もかなり損害を受けている。これは例えば一万六千円の単価で早急に建築をするために、これを単価を引下げて水増し建築をした、即ちこの建築が粗悪であつた、そういうことが原因で新しい校舎もいたんであるといふことを聞いたのでございしますが、只今の局長の発言によりまして、津浪の場合に立派な構造が厳存しておつたといふような説明を聞くにつけても、私はその感を深くするわけでございしますが、そういう点についての実情、それが一点、それから次は文部省報告によりますと、六億七千万の損害額と査定され、更に中破以下を六千八百万円とこういうふうに資料をまとめられておられますが、この復旧につきましては、先ほど施設部長のほうから市町村財政の困窮、或いは起債の裏付けが必要であるといふような御発言がございましたが、具体的に現在本省内において数字的にどれだけの復旧対策を立てられておられるかという点を先ず承わりたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) 只今の質問の悪い点のことでございますが、この点につきましては、特に十勝方面におきましては、学校の建築の質は非常に低下しております。老朽校舎のみが倒壊しておるというわけではございません。新築のものでも倒壊或いは倒壊に瀕しているものが多いのでございしますが、このことは十勝方面の一般民家の建物と同じように、特に北海道地方におきましては非常に建物の質が落ちております。学校建築におきましても、非常に脆弱な構造法をそのまま採用しておつた、こういう例が非常に多いのでございします。これは従来の六三制の補助金関係の単価の問題にも関係がありまして、今矢嶋委員の質問されましたような水増しの点よりは、むしろ補助金単位の少いために、なお地元負担において十分な建設予算を計上し得なかつたことも一つの原因とは考へますが、それ以上に建物そのものに対する構造的關係が殆んどあの地方におい

ては持たれていなかったというところが非常に大きな原因ではないかというふうに考えます。

○矢嶋三義君 具体的な、今ここに全壊とか、大破とか、中破とかいう数字を挙げられておられますが、具体的にどれだけの補助金とか、或いは補助率とか、そういうものを以てこの問題を解決しようとしているのか。

○政府委員(近藤直人君) お答えいたします。この十勝震災の文教施設被害の点につきまして、文教施設ばかりじやございませんが、この被害復旧対策につきましても一つの委員会がございまして、私もその一員として加わつていまして、ございまして、その席におきまして、これは北海道庁の御要望でございまして、従来災害の場合の復旧費の補助率、それはルースの場合でもキジヤの場合でも、従来は原則として二分の一であるということでありまして、北海道の特殊事情を考へて、是非これを七割にしたいという強い要望がございまして、その点につきまして我々といしまして、従来とも町村の負担能力その他のことを考へまして、五割というのはいさという考えを持つておりましたのでございまして、北海道の特殊事情を考へまして、これは七割を以て一つ財務当局のほうに交渉するということで、私はその席で了承したのでございまして、それで具体的に現われましては、これは昭和二十八年年度の予算になりますか、或いは昭和二十七年年度の補正予算になりますか、これは今後の問題になるのございまして、そういう場合には是非七割でこれは要求したい、かように考えております。それから問題は、従来は

全壊、半壊、大破以上を大体補助の対象にしておりましたのですが、これは我々といしまして、中破以下におきましても何らかの補助の手段が講ぜられたいものだという気持はありますので、この点につきましても、なお財務当局ともよく打合せまして、できますれば、中破以下につきましても、北海道は特例といしまして補助をお願いするということと折衝をいたしたい、かように考へておるわけでありまして、併しながら従来経過から申しまして、災害の補助率は二分の一であるという経過でございまして、なかなか困難なことと思うのでございまして、この点は我々は今後大いに努力して参りたい、かように考へております。

○矢嶋三義君 北海道の特殊性とか、或いは努力ということとを承るののでございまして、局長の答弁はその言葉に關する限りは了承しますが、実は今日は文部大臣に来て頂きたいと思つたんですが、大臣が来ていないからお尋ねしますけれども、この北海道の災害の復旧も又これは容易でないと思つたので、今局長は二分の一を七割にしたいとか、或いは中破以下も努力したいと言われまして、どうもその言葉で終始するんじゃないかと思つたのですが……と言いますのは、私のところに陳情書が来ていますので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、これは第十国会に法律第九十七号で成立しているのですが、こういう公共土木施設は災害があつた場合は、この法律に基いて補助率がびしつときまつていて、災害があれば最低三分の二の補助があるというところは、はつきり法的に明記されているのであります。従つて災害があると同時に、公共土木施設については直ちに地方公共団体が手を着けるわけですから、ところが学校に關する限りはそういうような明文がない。而も災害地では各民家も痛めつけられていて、それだけでなくともさつき部長が言われたように、單に引上げた立派な建築物ではない、地方の財政の事情でございまして、ましてや民家が痛めつけられているときに、補助の法的な根拠がはつきりしていない場合には、その復旧の速度なんかも非常に遅延する点が出て来ると思つたのです。が、更に今、補助率について局長は今後努力するということを言われましたけれども、このルース台風に今まで非常に苦心を保持しておりましたが、このルース以降農林関係あたりの、或いは建設関係の補助率というものは引上げの傾向にあるわけですから、ところが文教施設に關しては法的裏付けがないのだから、むしろ高等学校の災害復旧のごときは三分の一に率を低下したというふうな実情で、現在ですら文教施設の災害復旧というものは容易でない。ところがそれより幾らか法的に補助が確立している公共土木施設のほうでは、更にこの法律第九十七号で国庫負担率を引上げて欲しいとか、或いは一カ所の工事の對象を、今まで十五万円以下は当りなかつたのを十万円まで引下げて欲しいというふうな一部改正の強力な陳情もあつたりも展開されている。こういう段階に、私は北海道の災害に限らず、災害復旧に關しては恒久的な構想、対策があつて然るべきだと思つたのですが、それに対する局長なり、部長の責任ある答弁を頂きたい、それが一点、それか

らこれは国の予算とも関連します。で、これだけでは私復旧計画は立たないと思つたのですが、ルースの場合でも文部関係の損害は七十九億四千万となつて、そのうち公立学校が七十三億七千万となつておられますが、この復旧もなか／＼十分行つていない。この前にキジヤとかジェーンとかいう過年度災害がありますが、そういうものはどのくらい残つており、それをどういう形で復旧を図つて行こうとするのか、そういう具体的なものと、恒久的なものに対する見解を承わりたいと思ふ。我が国における災害によるところの施設の被害というものは、実に甚大で、例年のことなんですから、相当しつかりした恒久的な見解を持つていなければ、私はこれは解決できないと思ふ。

○政府委員(近藤直人君) お答え申し上げます。先ほど私申し上げました点を多少補足したいと思つたのですが、具体的に予算の問題になりますのは、二十七年年度の補正乃至二十八年年度ということとを申し上げたのでございまして、これは非常に間に合いませんので、早急には緊き融資をいたすことになりまして、この点につきましては北海道開発庁長官を兼務されておられます野田建設大臣が非常に努力なされて、大体文教関係といしましては、三億五、六千万円の金が緊きとして出るように交渉いたしておられます。大体これは了解になつておるというふうに向つております。取りあへず運用部資金を以ちまして緊きに学校の復旧をやるのでありまして、それで補助金がきまり、或いは起債がきまりますれば、これを返すという方向で行くと思つております。

す。その点をちよつと補足申し上げます。それから矢嶋委員の御質問の、災害復旧に対する恒久対策如何ということでありまして、御指摘のように誠に御尤もな御意見でございまして。公共土木施設災害復旧費国庫補助法という法律が現に公共土木についてございまして、又農林土木、つまり林道とか水路、そういう方面につきましても單行法がございまして、或いは大蔵省関係の塩田につきましても、その復旧費につきましても国庫負担法があるということも承知いたしております。従いまして、我々といしまして学校につきましても、学校災害の場合に何らかこれに恒久的な国庫負担の法律が必要ではないかということをしは／＼痛感いたし、又研究を続けて参つておるのでございまして、いろいろの關係がございまして、まだ結論には達しておりませんが、これはどうも学校施設災害復旧費国庫負担法というふうなものが必要ではないかという結論に漸次近付きつつあります。これは私といしましては、早急に何らか結論に達したいというふうに考へております。實際、こういう国庫負担法がございまして、誠に災害の場合に直ちにこの法律に従つて補助が出るということで、安心できるという点があるかと思つた。併しながら實際上、文部省と大蔵省の話し合いによりまして、従来予算の面におきましては、災害の場合、学校については二分の一補助をしてもらふというところになつておられますので、實際の面については大した変化はないと私は考へますが、併しながらこの法律があることによつて、やはりしつかり

した基礎ができ、且つ確実な補助金が頂けるといふことになりますれば、やはり災害に会つた市町村といつたしましても、非常に結構ではないかと考えますので、この点につきまして先ほどかく申し上げましたように、何らか結論に達したいと努力いたしております。

それから過年度災害につきまして、どのくらい残つてゐるかというお話でございますが、昭和二十五年の分につきまして、只今事業費といつたしまして四億三千五百一十一万五千円といふのが過年度災害として残つております。この分につきましては、今年の補助金といつたしましてこれを解決したいといふと考えております。

○矢嶋三義君 只今の答弁のように過年度に四億三千万円も残つており、これも本年度解決したい、努力したいと思ふ。その言葉は誠に結構でございますが、これ自体でも又容易でない。このたびの北海道でも文部省の資料によつて六億八千万円、北海道庁の報告によつて十一億ばかりになつてゐるわけですが、従つてこれは現象面を追跡しておるのでは私は解決できないと思ふのです。で、今日は時間がありませんが、長く質問しないつもりですが、局長としてはその必要性を認め鋭意研究してゐると申されますが、いつ頃を目途に結論を出す予定で研究されてゐるのか、それを承りたい。

○政府委員(近藤直人君) お答え申し上げます。その点につきまして、実はできますれば今度の国会に間に合つたといふ気持を持つております。止むを得ませんければ、この次の国会には是非とも御提案申し上げたいといふふうに考えております。それから先ほど過

年度災害につきまして四億三千何がしの数字を申し上げましたが、あれはすでに決定いたしておりますして二十七年年度の災害の分といつたしましてこれはもう補助が決定してゐる分でございます。さう御了承を願います。

○矢嶋三義君 その局長の構想をできるだけ早い機会に聞き得ることを期待いたしまして質問を転換いたしますが、岩動事務官にお伺いしたいと思ひます。今日は実は主計局長においで願ひたいと思つたんですが、主計官に御質問いたしたいと思ひます。お伺いしたい点は、先ほどの田中施設部長の説明で北海道地震における文教施設の損害の大きかつた原因としていろいろ挙げられましたけれども、老朽校舎が非常に多かつたといふことを強く叫ばれ、更に建築の質の悪かつたことがこの災害を大きくしたんだといふような御説明があつたわけなんです。私は一昨年でしたか、大阪のキジャ台風のときにも文部委員として視察に参つたんですが、新しい建築の校舎が次々にあのキジャでやられてゐる姿を見て、こういう災害で建てるほど次々にやられて行くし、一方火災などで潰れて行くとなれば一体いつになつたらこの文教施設は確保されるかといふ点について懸念してゐるものですが、そこで伺ひたいしたい点は、岩動事務官は文部関係で十分御承知と思ひますが、この文部省の内輪の調査によりまして老朽校舎の今すぐ補修をしなければならぬのが百六十六万五千坪ある、こういうふうに算出されておる、さうし、そのうちで、今にも危険であるから早急に施さなくちゃならないのが四十四万八千坪ある、その所要経費と

して本年度概算要求二十一億円をしたのに対して、まあ大蔵当局はこれをゼロと査定されたわけなんです。大蔵大臣は老朽校舎といふのはこれは地方公共団体が放つたといふからでございまして、今老朽校舎になつたから国から補助してくれといふのは筋が通らない、こういうことを大蔵大臣は言つておるが、併しこれは大蔵大臣の全く放言であつて、私の考えを以てするならば、戦時中殆んど校舎の建築とか修理に當りましては、資金資材も割されたなかつたわけなんです。いわば一つの戦争の国策の犠牲として老朽校舎ができて、更に新制中学校の発足に伴ひ、六三の三の建築の犠牲として小学校の補修校舎の百六十六万五千坪といふものができ、いわば国策の犠牲である。何も地方公共団体が怠けておつたというわけではございません、私はそう思う。これに対して大蔵当局としてはどういふ御見解を持ち、如何なる対策を以て地方公共団体がこれを解決することと協力されるところの用意があるのか、事務官から大体大蔵当局の見解を御存じと思ひますので、お伺ひしておきたいと思ひます。

○説明員(岩動道行君) 老朽校舎の問題であります。この学校、義務教育の施設につきましては本来その設置者でありますところの市町村がこれを建てて行くのが現在の建前になつておるわけでありまして、そこで六三の場合には、これも本来であれば当然市町村の設置者自身がこの校舎の建築を賄つて行くといふのが一つの建前であると思ふのであります。併しこれは一方におきまして、只今お話にありましたように、国の新しい教育制度の

政策としてこれをすべての市町村が実施しなければならぬ、而も急速にこれを實現するといふような特殊事情からこの建築費につきましても国が半額を負担して、援助して行くという建前になつたと承知いたしております。そこでさういふ面から只今御指摘にありましたように、まさに六三の建築のために本来自分で建物を建て、或いは補修をして行くといふ学校の建物がなか／＼やりにくくなつた、六三のために相当の資金をそのほうに注ぎ込むために本来の校舎のほうに手が廻りかねたといふことは確かにあり得ることです。併しこれはその学校の設置者であるところの市町村がもと／＼やつて行くべき筋のもので、政府といつたしましてはそのような困難な事情も考慮いたしまして、できるだけその建築の促進については援助をして行くといふ建前をとつております。従ひまして、今日におきましてはそういう老朽校舎につきましては地方債の起債等におきましてその援助をやつておるわけでありまして、そこで今夜、そのように相当の坪数が危険校舎としてなか／＼児童の安全も保つてないような状態にあるものも相当あるといふことになつておりますが、これにつきましても、できるだけ起債の面において援助をして行くといふことを当面の方策といたしておるわけでありまして、併しながら、それでもなお、不十分であるといふことも考えられます。で、只今文部当局におきましてもいろいろとその老朽校舎の再建築につきましては研究をいたしておるのであります。これにつきましてはまだ何ら最終の結論を得ておりません。義務教育費

国庫負担法の中でそれを解決するといふ考え方も出ております。或いは又特別な金庫を作つて、それによつて賄つて行くかといふような考え方もあるように伺つております。未だ文部当局の中においても必ずしも最終的な結論を得ておるようには存じておりません。従つて文部省として、これをどういふ方向で解決するかといふことを一つの土台といたしまして、大蔵省もその案を検討し、さうして政府の案を作りたい、かように考えております。従つて昭和二十七年の予算におきましては、この問題は起債という面で解決をする。併しながら二十八年度からは、そのよりな更に基本のなすつかりした基礎に基いた老朽校舎の再建築といふことについて、何らかの方法をとつて行きたいという方向で、私ども研究もいたし又相談もいたして行きたいといふふうに考えております。

○矢嶋三義君 私、もう一点伺つて、他の諸君も質問があるようでございましてから打切りたいと思ひますが、この問題につきまして大蔵当局が地方公共団体を援助して解決して行くといふ建設的なさういふ態度を持たれておる点を認めたいたします。ただ具体的な点についてここで承れないことは残念でございます。この質問は一応ここで打ち切ります。もう一点伺ひたいしたい点は、私は北海道の災害、勿論これにはルースとか過年度災害、さういふものも関連して参りますが、それに老朽といふこともあります。それから先般戦災都市の復旧状況に関する資料を文部当局に要望しておきましたが、まだ本日まで出ておりません。さういふ問題、それからこれから問題にされま

すところの接収教育施設の問題、それから教育に必要な基準確保の問題、こういうものが一連となつて教育を守るところの施設の確保ということができるものと、こう考えますし、これは何人も異議がないと思うのですけれども、その立場から私ここで是非ともう一点伺つておきたい点は、本会議でも問題になりましたが、丁度岩動事務官が参つたのでお伺いいたしますが、本年度の予算を見ますという、二十四年度の算定基準で大蔵省が査定して、文部省の資料との差が十五万坪となり、而もその予算は二十二億四千万坪を生じて来ました。これに対してどうするかという質問に対して、文部大臣は二十六年度の指定統計、それらも参考にして二十四年度以後の資料の相違によつて生じた額については今後考慮して行くという一般的な一応の答弁があつたわけですが、現場においてはこういう事態が起つておられるわけですか。大蔵当局としては、二十四年度の資料をやつて二十六年度の指定統計というものを無視してあり、その結果、もう若干府県というものはいわず〇・七坪、〇・九坪の底急普請というものは終了したので、こういう見解を大蔵省はとつておられる。従つて天野文部大臣の〇・七坪、〇・九坪の基準引上げなどは問題にならず、二十四年度以後における社会増によるところの問題、人口増によるところの問題というものが解決できない段階になつておられるわけですが、大蔵当局として、文部大臣の答弁を敷衍する意味において、この社会増に伴うところの算定基準の相違から参つたところの二十三億四千万、更にはその後における

ところの人口増、こういうものを教育施設を確保するという立場から、どういうふうにお考えになつていらつしやるのか。それが岩動事務官に対する質問の一点。

それから次にその問題に關しまして局長にお伺いしたい点は、先ほどもちよつと触れましたように、施設をするに当つては認証外工事というものを皆様はお認めになつておりますが、これは約十億ばかり予算に要求して、大蔵に切られて零となつておられるのでございますが、そのほか單価を切下げて早急に坪数を増すために、いわゆる單価を切下げて水増し建築をやつた熱心な地方公共団体、まあ認証外工事というのですが、そういうようなところを大蔵の二十四年度の資料に基いて、すでに〇・七坪の基準が完成しているのだからもう補助金は参らないという、そういう数字のみによるところの補助金の分配というものは、私は相当問題があるのではないか、こう考える。本年度予算案では三十四億数千万円が通過しておるようでございますが、伝え聞くところによると、近日中にその配付もやられるということをお承つております。それらに対する教育的、指導的な見地から、どういふふうにお考えになつていらつしやるかということ、これは教育施設と関連がありますので、これを局長に伺つて、この問題に対する私の質問を他の委員に譲りたいと思ひます。

〇説明員(岩動事務官) 六三予算に対する大蔵当局の考え方についての御質問であります。大蔵省といたしましては文部省と協議をいたしました結果、差当り六三制を実施いたしましたし

て、それが昭和二十四年度の四月現在の調査を基準といたして、それで〇・七坪の問題は昭和二十七年の予算で解決するという話合ひをいたしましたわけでありました。そして二十四年度の四月現在を基礎にいたしました結果、今日におきましてはいろいろ社会的な現象によりまして、坪数の不足が生じて来るところが相当出て参つておるわけでありました。その現状と二十四年度の四月当時の差につきましては、これは更に明年度の予算において何らかの考慮を拂いたいというふうに考へて、今後文部当局と十分に協議をいたして参りたいというふうに考へております。

〇政府委員(近藤直人君) 認証外工事でございますが、この点につきましては二十七年の予算要求の場合に、設備費といたしまして十億要求をしたのでございますが、それが不幸にして査定されましたので、この問題は依然として残つておるわけでありました。

〇矢嶋三義君 大きな問題です。〇政府委員(近藤直人君) 我々としては、これを放つておくわけではございませぬので、この問題につきまして何らか、設備費という方法で行くか、或いはほかの方法で行くか、これは今後の問題でございますので、その点は十分考へたいと思つております。それから二十七年の予算配分でございますが、御指摘のように目下成案を得つつあります。近く配分の方針を各教育委員会のほうに指示したいと考へております。なか／＼困難な問題がありますので、大蔵当局のほうとよく連絡をとりまして、これは又来年の問題にも關係を持ちますので、十分慎重に参りたいという考へを持つております。来年は只岩動主計官からもお話がありましたように、この六三の予算が一応終了したと観念いたしましたも、現状におきましてはまだ〇・七坪以下のものもありませんし、社会増とか人口増の關係で非常に工作いたしておりますので、その間調整を要する面も多々あります。文部当局といたしましては、何らかの観点から別途に六三關係の費用を予算要求をいたしたいというふうに考へております。間もなく二十八年度の予算編成の時期にもなろうかと思ひますので、目下我々いたしましては慎重に考へておるというこゝだけ申し上げておきます。

〇矢嶋三義君 ちよつと一言だけ、局長の御答弁非常に言葉数は多いのですが、内容的には非常に責任回避した御答弁のようなんです。私は局長としてのあなたの御見解を承つておるのですから、もう少し言葉を弄ばないで、あなたが局長として一つ考へを持つていらつしやると思ひますから、それをできる範囲内においてお漏らし願わなければ、委員会の質疑応答の意義はないと思ひます。

繰返して一点だけお伺いいたしますが、大蔵当局は一応二十四年度の数字については二十七年に終了したので、こゝろ言われておる。ところが、あなたも認められておるように、認証外或いはそれに準ずるものというふうな、教育に非常に熱心であり積極的であるその良心的な立場から起つた問題もある。従つて現段階において当面重要な問題の、来年の予算の分配というふうな問題になつて、二十四年度のデータでこれ

はもう終つておるからというふうな面一面的、いわばそれは非現実的な、現状を無視したものに近いものなのでございしますが、そういうふうな態度で行かれるお考えか、それとも若干の現実というものを考慮されてやられるお考えか、その点を私はお伺いしておるわけなんです。それだけちよつと御答弁を願ひたいと思ひます。

〇政府委員(近藤直人君) 一応形式的には六三の予算は二十七年を以て〇・七坪以下の線は充足されたということになると思ひます。併しながらそれを配分いたしますと、非常に實際と遊離したことになりますので、これは實際問題といたしましてなか／＼困難でありますから、實際とマツチするよう配分を考へて行きたい。従いましてその結果〇・七坪以下のところも出て来るという結果になりますので、その点につきましては来年度社会増、人口増の要求をいたします際に、その点も併せて調整をお願いするという考へを持つております。

〇矢嶋三義君 あなたの答弁は、承つておる。……統いての質問ですが、これつきりせんですが、あなたは大蔵の岩動主計官を前にして二十七年で〇・七坪完了したということ、それはどういふ御発言でございますか、文部省は我々に対して今まで資料なり何なりによつて二十四年度と二十六年度とどう違ひ、従つて十五万坪の差があるのだ、これは大蔵当局がどうして認められないために現状においてかくかくの困難な点が起つておるかと、我々は教育委員会から承つた。ところが、あなたの今の御発言では二十七年で一応完了したという御発言は、

第七部 文部委員会會議録第二十二号 昭和二十七年四月一日【参議院】

一九

どものほうに的確に入つておりません。と申しますのは、北海道のほうの

現地からの報告、或いは文部省からの報告等そのいずれを正しいとするか、まだ十分な検討ができないような現状であります。併しながら放つて置くわけに参りませんので、一応文部省からの報告に基きまして、これは数日前の話でありますので、又新しい報告がその後出て参つたようでありまして、その前の報告に基きまして、一応全環につきましては六・三の建築費の準備によつて計算し、半環につきましてはその半分、大破については更に標準を下廻つた準備によつて一応の計算をいたしております。更に北海道につきましては、準備について全環の場合には若干地域的な経費の増がございまして、それも考慮いたしております。そうして更に二十七年年度におきましては、それだけの工事量を行ふかという点も考慮いたして、差当りの緊ぎ融資というものを予定して、近々のうちにその具体的な数字もきまると思ひます。併しながらこれは飽くまでも緊ぎ融資でありますので、その後準備費なり、或いは補正予算なりが組まれるまでの緊ぎでありますので、国から補助金が出ればそれで地方財政のほうは間に合つて参りますので、それまでの緊ぎでございまして、従つて期間的にも一年分の緊ぎの資金を出す必要がないのであります。極く短期間の経費を賄ふ趣旨でありますので、只今考へておりますような金額で十分に賄つて行けるというふうに考へております。

○岩間正男君 只今の御答弁で、とにかく新しいいろいろな調査が確定になればこれについて再考慮して現状に合つたように補正する、そういうことはあり得る、こういう意見。もう一つ

は、それが飽くまで緊ぎ融資で、これは補正なり何かで以て補助する、はつきり補助されるわけですか。緊ぎ融資のものをどうするかということですか。これはどういうふうになるのですか。どういう恰好で……例えば補正か何かで組まれた予算の中で、緊ぎ融資の補助まではつきり考へておられるということになりますか。これは更に負債として残りますか。

○説明員(岩間正男君) 緊ぎ融資は飽くまでも補助、この学校の施設につきましては補助を受けるということとを前提にして、その補助金の肩替りとして差当りの金を廻すという考へであります。従ひまして借りた金は勿論後に至つて補助金で肩替りして返して行くということになります。

○岩間正男君 それではこの問題は、あとで又小委員会のほうでも十分に災害の対策としてやれる問題ですから、そのくらいにして、今の北海道の問題に關連してついでにお聞きしておきたいのですが、この火災がないというところは、なか／＼子供たちが熱心に燃えているストーブを手で出した火傷した。それまでにして火災を守つたというところも出ておりますが、そういうことも伺いたないのであります。それからこの災害に當つて北海道教職員組合が非常に全面的に乗り出して、そうしてこの問題のために……卒先して、これは一般の民衆の災害の援助のために立上つた。そういうようなことが非常に伝えられて、道民の感謝を受けておられることを聞いておられるのですけれども、こういう点を岩間さんはどういうふうにつかんでおりますか。これは我々の聞いておるのはそういう形にな

つておりますが、併せてこれは現地を視察されたかたのお聞きになつたものとして、今のような点をお聞きしておきたい。

○説明員(田中徳治君) 特に学校管理の面、或いは火災防止或いは生徒の避難につきましては、戦時中からもうございましてのようですが、終戦後におきましてその点は十分徹底いたしました。学校長或いは職員一丸になつて、これらのことにつきましては平生から訓練を怠らず、万一のときを考えながら始終対策を講じておつたということに聞いております。特に多布布の小学校でございまして、ここに津浪が来るという情報に基きまして、学校長は全職員を集めては教諭をやる、同時に、その児童を全部校庭にとどめまして、一歩も出てはいかんというふうな処置を講じておつた。そうして正々堂々と裏山に避難したのであります。その間にございまして或いは家庭のかたが学校に参りまして、そのような非常措置を講ずるのには困る、我々の家庭の子供をどうしてくれるか、是非帰して欲しいというふうなことで、相当に問題を起したということも聞いております。が、学校長は断乎として、子供の授業時間中の責任は自分が持つというこ

で以て、これらの地方民の声を反響いたしまして、そうして裏山に避難させ、而も津浪の事情によつて一人々々を家庭に送り出したというふうなことを聞いております。地方民も初め学校長に對しまして申出たことを非常に悔いまして、今後はそのようないふいふに、是非学校長においても学校管理或いは生徒の訓練等につきまして十分一協力態勢をとるといふような

ことを申出たというふうな美談も聞いております。災害が今まで北海道になつたことにつきましては、一般の民衆も余り関心を持つておりませんようございまして、特にそういう災

害の少いところにおきましてこれらの処置を講じたということは、非常に学校当局者の責任の強いということを明かに現わしている具体的例でございまして、なおそのほかストーブを職員みずから或いは生徒自身が持ち出して火傷を負つたというふうな例もほらほらに聞いております。こういう点は、現地に行きまして如何に学校管理者が、或いは教職員が、学校教育或いは児童の安全のために非常に積極的には熱心にこれを遂行したという例は非常に多いのでございまして、こういう点を聞きまして、私たちも非常に感激した次第であります。

○岩間正男君 教員組合のことをおつしやらない。教員組合がどういふ行動に出たかお聞きしたい。教員組合のことはさつぱりお話がなかつたのですが、学校管理のことだけで……

○説明員(田中徳治君) 教員組合の点につきましては、実は札幌に参りました当時教育委員会に行きましたので、その当時におきましては殆んど時間の余裕がありませんので、現地調査に参りまして個々の学校の内容につきましてそういう実例を突は承わつたのであります。

○岩間正男君 そういう点がお調べなかつたようですが、やつぱり教育の一つの現われとして重要でありますから、ついでにこういうことはお調べを願ひたい。非常に重要問題である。なぜかという、こういう問題は組織を

持たなければ……、事前に訓練というふうな面では戦争前の訓練と同じであります。これは私は問題外だと思ひます。そういうことではいけない。そうじゃない。その後につけた新しい教員の団結と組織、そういうものによつて、而も単に学校だけの問題でなく、今回の災害については社会面にも乗出して行つて、罹災民の問題についても働こうという態勢をとり、働いて

いる。こういう実態が、あなたたちが管理の方面から職掌上から止むを得ないかも知れませんが、これは教職員については同時に今後でもいかに調査してもらひたい。これは重要で、教員組合がどうだこうだと足を引く張ることはだけは言つてますけれども、こういう面について道民が感謝的となつて

いる。そういう態勢については御調査がないとすれば実にこれはおかしい。教育行政というものを本當に見ていないということになる。これはあなたに要求するのは無理であります。ましようが、そういう点はずと虚心坦懐に見られたいと思ひます。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御発言もなければ次に教育施設接收除の問題を議題といたします。特別調達庁から堀井次長並びに管理部長がお出でになつておりますから御質疑を願ひます。

○高田なほ子君 特別調達庁のかたにお伺いする前に丁度管理局長が見えておられますから伺ひますが、三月七日の文部委員会の席上であつたと記憶しますが、被接收校舎の返還については特別作業班の中に文部当局からもその

作業に参加せしめて、被接収校舎の返還に遺憾なきを期したいという御発言がありました。私どもは国務相の御発言を非常に重要視いたしまして、その後の経過については極めて首を長くして伺いたいと思つておるところでありますので、先ず特別作業班に参加した後の文部省のその作業の進行状態に関する経緯を局長から伺いたい。

○政府委員(近藤直人君) 前回この席でお話ございました、文部省からも予備作業班に参加するということを言われましたが、その後外務省ともお話しいたしました結果、やはり定員その他の関係もございまして、文部省関係は随時事務的に連絡いたして交渉すると、それからこちらの要求は随時申出てもらいたい、場合によつては管理局長が臨時に参加して折衝すると、そういうような話し合いになりましたもので、それから、文部省といたしましては、そういう方針で参ることにいたしました。その後外務省の国際協力局長或いは特別調達庁長官にもお会いいたしまして、具体的な場合の交渉の話を聞きし、又こちらの要望するところも十分御連絡申上げたのでございます。併しながら只今までのところでは、前回の席で御説明申上げた程度でございますので、まだ具体的にははつきり申上げる段階には立至つていないのでございます。

○高田なほ子君 米軍からの意向を私は仄聞するところによると、被接収校舎の返還については日本側のやはり強力な主張を要求されておるようであり、これは個人的に私は聞いたのであります。そういう際にこの人員が特別作業班に入る人員に関係があるの

で、まるでその臨時雇ひたいな形に文部省が付き合はれていくということについては、私は誠に遺憾千万以上のものを感ずるのですが、そんなふうなことで、これは極めて初期の目的を貫徹するように進んでおるのでしょうか、どうですか。

○政府委員(近藤直人君) 予備作業班に参加する問題につきましては先ほど申上げた通りでございますので、やはり先方の都合もございまして、こちらからだけの要求もなか／＼向うでは聞き入れないというふうなことでありますので、その点につきましてはなお今後私といたしましては申出でてみたいと思つておりますが、併しながらそれがために文部省の所管いたします学校の返還という問題が非常な難題を来たしておるというふうなことは私はないものと確信いたしております。

○高田なほ子君 先方の都合もあるのというのですが、これは先方の都合だけ聞いているのではないので、後段あなたがおつしやつたように、今後ともそういうところに十分意向を反映したい、併しそういうことも別に差別はないように考えられるということを確認を以て答えておられるのですが、併しどうもあなたの確信と事実というものは極めて反対の方向に進んでいるようでありまして、これは後ほど又この点についてはお伺いしたいと思つておられる、それでは現実に四十七校の警察予備隊或いは占領軍に接収されているものは、今日になつてどのくらい返されるという見通しがついてくるのか、これは文部省並びに特別調達庁次長にお伺いいたします。

○政府委員(長岡伊八君) 私からお答えいたします。只今文部省側とお話のございました予備作業班の問題につきましては、実は学校問題につきましては原則的に優先的に返還するというアメリカ側の方針であるということを知りたしております。従いまして今後の成行きを見なければつきりはおわかりませぬけれども、学校が返されることはほかの建物に比較いたしまして早いことであらうと察している次第でございます。現在までのところどの学校が返るといふことは、まだ予備作業班の作業がそこまで行つてないように関及しております。殊にこの学校を全部一度に返すということは相当困難なものであると思つておられますが、期限を切りまして返されるのだと聞かんでおります。極く最近になりまして大体向う側の都合と申しますか、引移ります順序がはつきりするかと思います。現状におきましてはまだどの学校がいつ返るといふことは、この席上で御回答申上げられんという状態でござい

たんといふことになるのですが、まあこれは意見の相違といふことになりましようが、向うの様子がわからなければいつ返つて来るかわからないということになれば、非常にこれは学校の子供も先生も実に不安な方ない思いにかられておる。大体これはいつになるかと思つておられる様子なんです。予備隊の再編成や何かとも関係があるので、それはどういふふうになつていくのでしようか。

○政府委員(長岡伊八君) 予備隊の関係は全然私承知いたしておりません。この問題につきましては只今御指摘のありました通り、我が方から主張しなければならぬ問題であります。只今交渉の段階といたしましては予備作業班を督促いたしまして、何とか早くこの目的を実現させる、こういう方法よりございませぬので、予備作業班に十分我が方が、これは承知いたしておられますが、更に督促いたしまして、最近の機会にわかるようにいたしたいと考えております。

○高田なほ子君 最近の機会というのは大体いつ頃の見通しですか。

○政府委員(長岡伊八君) 実はさつぱらのお話を申上げますならば、この委員会が今日ありますので私出ます直前に、実は現状を調べましたが、只今申上げますような現状でございまして、或いは今明日には東京地区のリストが判明するのではないかと、作業班のほうでも期待いたしておる次第でござい

○高田なほ子君 そのリストの内容をちよつと聞かしてもらいたいと思つて、リストの内容を……。

○政府委員(長岡伊八君) それは只今

申上げました通りに、向うからまだ示されておられないので、この学校はいつ頃まで使いたいとか、いつ返すとかいうことがまだ示されておられないので、只今この席上そのリストをお示しすることができないことを非常に遺憾に思ひます。

○高田なほ子君 私がそういう質問をしたのは、こういう意味を持つてゐるわけですね。この被接収校舎のこの幾つか、四十七校上つておられますね、この四十七校のうち東京にあるものが幾つか上つておられるわけですね。こういうもののリストを指しておられるのか、先ほど近藤管理局長が非常に安心して言われたのですが、東京地区のリストが、新しいリストが今都府の教育庁で調査している、この調査は一体どこから命じたのですか。これは新しいリストなんです。新しいリストという意味は、今学校に使用し、而も被接収校舎になつておられない、なつておらないのです。それを現在今子供が入つておるわけですね。例えば北区の豊島中学ですね。それから新宿区立の戸塚一中、目黒区立の東根小学校、同じく目黒区立の目黒一中、世田谷区立立新居中学校、世田谷区立立富土中学、世田谷区立豊島中学校、中野区立第九中学校、北区の豊島中学校というように、新らしく、現在子供が入つて授業をしている校舎が明確にこれはリストの中に入つていられるように何か聞いておる。あなたが言われるリストというのは、被接収校舎を返還するリストではなくて、新らしく接収するためのリストも加えて、そうして新たな構想の下にもう一遍これが振り出しに戻つて、新しい構想の下に作業を展開するといふ

意味のリストを作っているのかどうかという意味なんです。

○政府委員(長岡伊八君) 私の申し上げました、判明するであろうと申し上げましたのは、現在接収いたされておりますものが、いつ頃、この校舎についてはいつ返るかということがわかるであろうというリストの意味で申し上げました。新たにどの学校が接収されるというようなことは、私まだ承知いたしておりません。

○高田なほ子君 この何ですか、都の教育庁で、調査を命ぜられたのは、どこで命ぜられたのですか、これは……現にこれは現実にあれでしょう。上のほうから学校に宛ててさつきも陳情が来たのですがね、学校に。この学校は返してくれという、そういう命令が、命令というのじゃないが、まあそういう何ですか通達でありましょう。そういうのは現に來ておるのです。それを調達庁のあなたが御存じがないということはちよつと受取れないが、これはどういふいきさつなんでしょう。その経緯を先ず伺いたいと思うわけです。大変な……。

○政府委員(長岡伊八君) 東京都のリストにつきましては、全然私聞いておりませんが、実はここに只今委員からお示しを頂きました豊島中学校以下の陳情書にございます第二造兵廠跡の問題が非常に気にかかつておる問題でございます。この問題につきましては、

日ははつきり覚えておりませんが、取いはこの地区が元造兵廠であるという理由から接収されるのではないかという問題が起きて、利害関係者が非常に驚かれました、何とか接収を免れる方法はないか、接収をやめてもらつ

てくれという話がございます、特調いたしましたとしても、至極御尤ものことであると考へましたので、この問題につきましては、現在ではなお向うが接収する権力を持つておりますから、向うに頼むよりほかございせん。アメリカ側に事情を具申しいたしました、接収の免除と申しますか、やめてもらうように申請をいたしましたのであります。これに對しましては、アメリカ側から、今直ちに、この地区は接収しないということは言わない、こういう返事が参りました。ところが一方、校舎の問題に限りませう、新らしく接収いたしますものは、これまで行なつております通りに要求書に基きまして直ちに特調がこれを借上げて提出するという方法はどうやめた、今はやらない。中には土地、家につきまして、いわゆる要求の來たのをこれも差戻しましたような状態でございまして、この問題も第二造兵廠跡の問題につきましても、いきなりこれまでのやり方で接収されることはないと存じますし、その後のい／＼な方面から話されし、現在のところは、いつ接収するといふことも聞いておりませんし、これは予備作業班でこの建物を出すべきか、出すほうがいいか悪いか、適当であるか当でないかといふことは論議される問題であります。いづれ合同委員会にかけられる問題だとさように心得ております。

○高田なほ子君 あれですか、この接収する権力があるというようにことを言われましてたけれども、向うの方針は、学校は接収しないという方針でありますから、これは権力というふうに解釈するのは大分おかしい話だと思ふのであります。それが、そういうたすことではあります。特調すね、なぜ、この北区の豊島中学の場合を指して言うのですけれども、接収されるかも知れないというふうに騒ぎ出したといふことは、現場の先生方は毎日教育しておるのですから、接収されるかも知れないというふうに感じるというところは先ず私はないと思ふのです。何かそこにされるかも知れないというふうな通達のようなものが、それは非公式であるかも知れませんが、それが来たから、こいつたような陳情が来るのじゃないか。この場合、先ほどあなたは米軍から要求があつた場合に、それをすぐ特調が取次いでやるというところはないというふうに言つておられますけれども、そうすると、どういふ順序で一体これは来るのですか、アメリカが直接その豊島中学にそういうことを言つて来るのですか。

○政府委員(長岡伊八君) 只今権力云々と申しましたので、或いは誤解を招いたかと存じますが、実は今日までの占領下におきましては、向うから権力を基いてこれは接収するといふことを言つて参りました。その際には、どういふ手続になるかと申しますと、家でも土地でも同じことでございまして、先ず向うで接収したいと思ひます土地なり、建物につきまして、特調に對して調査を命じて來ます。坪数が幾ら、所有者は誰、これを移転させるためにどういふ費用がかかる、いろいろな調査を命じて参ります。で、特調にいたしましたのは、これを調査いたしました、向うへ出しますと、向うから正式に接収するといふ命令が来る順序であります。併し、これは今日までの占領治下の問題であるのでございまして、今後はそういうことは起らんはずであります。合同委員会にかけまして審議する、而もこれが適当だといふときに、行政協定に基きまして提供するというところに相成るのでございませう。只今申し上げました調査を出します前に、軍側で一応見ることがございませう。恐らくこの第二造兵廠跡の問題につきましても、軍からこはどうかという、現地軍が見たこと等が、現におられます皆さんに對して刺戟を與え、御心配を與えたことではないかと存じます。なお、只今申し上げました、今は接収しないといふことは言い切れないという向うから公文が参りました際に、特調にいたしましたのは、関係省にその向きを通じたのでございまして、その後時間的のズレがございまして、大体今度は接収しないであらうということが察せられました後に、その公文が文部省側に届きましたために、いよいよやらせろだと言つて御心配を與えたのでございませう、これは全く只今申し上げました事情を、一応文部省側へも通じておくべきだといつて出しました書類の時間的のズレの問題でございまして、現在では第二造兵廠跡が接収されるだらうといふことははつきりいたしましたおりません。ただ我々といったしましては、何とかこれは我々の希望が達せられまして、接収なしに済むようにといふことをお願いいたしております。

○委員(長岡伊八君) ちよつと私伺いますが、この來ております陳情書の中に、「國らずも、特別調達局から旧陸軍第二造兵廠工場地は接収するところがある、との予告に接し」と書いてあるが、この予告というものは、この文句で見ると、特別調達局から学校へ予告したというふうに書いてある、この点を今高田委員が言つておるのだと思ひますが……。

○高田なほ子君 今言おうとしたところですが、現実に証拠がある。

○委員(長岡伊八君) これが事実かどうか。

○政府委員(長岡伊八君) ここに書いてありますことは、只今申し上げました、向うから接収しないといふことは言い切れないといふ公文が参りましたことを、文部省を通じて、それが伝つた結果、こゝういふふうに予告があつたと、こゝういふことだと思ひます。私のほうから各学校に對して、いつ接収されるというふうな予告はいたしておらんはずでございます。

○高田なほ子君 成るほどそういうこともあり得るかも知れませんが、併しまさか国会に出す陳情書に嘘を書いて来るはずはないと思ひます。三月十日附特別調達局からGHQの命令により云々と、明らかに特別調達局から接収されることがあるという予告に接したといふことであります。こゝういふ書類や何れはお調べ頂いて、こゝういふ書類や何かでこんなことができるとすれば、これは私随分学校にとつてお気の毒だと思ひます。こゝういふことをしておきながら、学校側では非常に心配をして、特別調達局と併次長なり何なりに陳情に行つたといふ、私のところに手紙が來ておるのです。学校だから心配な、学校施設の接収は全然ない、安心していなさいという言明を聞いて、陳情団が引下つて來たが、如何にも心配でならないといふ手紙なんです。だからこゝういふような言明をこの席上でして頂きたい。

で、誠に遺憾に存しておる次第であります。先ほど申し上げました通り、今日にも東京都内のリストがわかるであろうというのを申し上げました。その向うのリストを見せんと、都内の何校が何月末に返るといふことはつきり申上げかねるのであります。これは私の想像であります。或いは七月末、九月末、こういったふうな部分的に返されるのではないか、これは私想像いたしております。併しこれは決して、先ほどお話しがございました通りに、これは向うの言い分ですから、現在におきましては予備作業班を通じてこちらの要求を早目に出しまして督促をいたしたい、かように考えております。

○矢嶋三義君 お伺いいたしたい点は、予備作業班の日本とアメリカは対等の立場かそうでないか、どうですか。

○政府委員(長岡伊八君) 現在私は対等に話が進められておるものと承知しております。

○矢嶋三義君 やがて発足する合同委員会は全く対等の立場でやられるものと思ひますが、どうですか。

○政府委員(長岡伊八君) さように私も存じております。

○矢嶋三義君 それではこの接収施設の問題に關して或いは予備作業班或いは合同委員会が持たれるときに、これに臨む日本側の基本的態度、それを承わりたいと思ひます。

○政府委員(長岡伊八君) これは予備作業班なり合同委員会の全般的のことを私の……、私は実は予備作業班にも入つておりませんが、そういった方針とがこれに授けます訓令とかいつた

ようなものにつぎまして、私の口からかくあるべきものではないか、これを申し上げることはいささか僭越だと私は存じますが、恐らくこの問題は行政協定に基きます義務と申しますか、施設なり区域を提供いたします義務でございます。有者の権利と申しますか、そういったものとの調整の問題だと、さように考えております。

○矢嶋三義君 これで私は、そういう相互的なものとか、行政協定に基づくところの云々というふうなことを私は伺つておるのじやなく、具体的に先ほどから質問の展開されておるうちに、アメリカは今日は教育施設は使われないようにするといふことは、占領当時から基本的態度として出て来られておる。こういう文教施設を守るといふ立場から、日本側としては、少くともあなた個人としては、予備作業班並びに合同委員会に臨むに當つてですね、如何なる態度を以て臨むか。こちら側はこれはどうしても返してもらわなければならぬのだと、接収されては困るのだという態度に出るの、向うの発動によつてこちらが態度をきめるというふうなことは違つて来ると思ひますね。

○政府委員(長岡伊八君) 勿論予備作業班に出ます者には、学校施設につきましてこれを成るべく早く日本側の手に返してもらうような方針で進むよ

うにということをお十分話してあります。

○岩間正男君 第一にお聞きしますのが、今日日中に東京のリストがこれは明らかにすれば、公表はできないでしやうが、この委員会には示すことができませんか。

○政府委員(長岡伊八君) これはまだ、それは来て見なくてはわかりませんが、公式に発表はできない程度ではないかと存じております。

○岩間正男君 それは合同委員会の決定を待たなければ公式に発表できない、こういうものですか。

○政府委員(長岡伊八君) この点につきましては合同委員会が開かれますまで発表できないとか、或いは或る時期には発表できるものか、まだそこまでは私確めておりません。

○岩間正男君 それも向うさんに聞かなければ発表できないのですか。私は大体非常に期待して待つておるんですが、今日日中にそういうことがわかるとすれば、少くとも委員会、この委員会で、これは公表でなくて結構です、懇談で結構ですが、大体の話ができれば、こういうふうな思ひのうですかがどうでしょうか。

○政府委員(長岡伊八君) 今日日ということを申し上げましたのも、私の想像としまして、勘と申しますか、はつきりしたことは申し上げられませんが、できる限り、お話しのできまう限りは決してこれは我々において特に隠すという意味は持ちません。ただ問題は交渉の過程にありまうものを、何もかも話してしまふといふことは、これは信義の問題になりまうのでないかも知れませんが、できる限りは御安心を願う

ニュースでございますならば、成るべく早く発表したいといふのも我々のやうに願ひでございます。

○岩間正男君 それじや、それに又私たちがお聞きする機会を持つたろうと思ひますが、そういうふうに願ひたいと思ひます。次にお聞きしたいのは、こちらの学校は接収しないという方針ですね。これは政府も再三確認しておる、あなたもたも確認しておる。こういうものは向うで認められまうか、これを認めまうかどうか。

○政府委員(長岡伊八君) 私の承知いたしておりますのは、向う側が成るべく学校は早く返すといふことを申したように承知いたしております。

○岩間正男君 それじや政府の方針じやなかつたのですか、向うの方針だつたんですか。こちらは、政府はね、政府側はそういうことを我々が要求し、又下のほうから父兄の要求があつて、政府の方針として向うへぶつたつて、そうして向うがそういうことを言つたんですか。それとも最初から向うは成るべく学校は返すといふ方針だと、こ

う出たんですか、そこはどうですか。

○政府委員(長岡伊八君) 政府の方針といたしまして、早く返してもらうように交渉するといふことは当然でございますが、今向うの原則として、教育施設は早く返すと申しましたこと、如何なる折衝に基きましてそういうことが言われまうかは私承知いたしておりません。

○岩間正男君 その点はこれはやはり現在の予備作業班がこれを確認して、もう少し明らかにして置かないと、今後やはりこの問題は私は不明瞭だ。成

るべくといふような形容詞が非常に曲者です。それから今はなんといふのは、こういう形容詞は非常にどうとも解釈されるのです。そのときのこれに携わる人のこれは判断で、あのと

き成るべくとか、今はとか言つておつたので、それは全然飽くまで学校優先といふことは言つていないのだ、こういうふうなことで、さつき懇談をしたと言われておるという通知を見ますと、接収しないといふことは今は明

言できない、こういうふうなこともあ

るのですから、私はこの原則が確認されるかどうかといふことは、日本政府としては非常に大きな努力をしなければ、現状において明確にされたとはこれは言えないと思ひます。だから先

に行つてこれはどうする……、殊にあなとも今はしなくもおつしやつた行政協定に伴う義務、つまり施設や、それからいろいろ……なあのさこのいわゆる我々は基地と言つておるのですが、こういうものを提供をする義務がある、こ

ういふことになりまうと、これは行政協定の第三條だつたと思ひますが、第三條のこの規定によりますと、日本政府は当然これは義務を負つておる。そう

しますと情勢如何によりましては、これらの施設或いはいろいろな設備といふものは何ほでも擴張できる。そうしますと、先に行つてこれは合同委員会

が持たされて、予備作業班では一応こ

ういふものは原案はできなければ、少

し情勢は變つて来た、殊に現在御承知のよう

に東亞の情勢といふのは變つておる。まあ朝鮮の戦争といふものは休戦になるかどうかかわらない。或いはなるかも知れませんが或いはならな

いかも知れませんが、それからその後のいろいろの日本を包むところの態勢があるわけがあります。そういう中で、どうしてもこれは先には、今はこれは成るだけ返すということを言つておるけれども、これはできないということになる。今あなたのおつしやつたような点を日本政府によつてはつきり確認して……この点がはつきりしない限りは非常に不安定に思いますが、この点はどうでしょう。

○政府委員(長岡伊八君) 将来の問題につきましては、今御指摘がございまして、通りに不安だというお話でございまして、我々といふことは、ともかく現状におきましては、教育施設の接収をやめてもらうという方針で行かなければならぬという事は皆承知いたしておりますので、そのつもりで進んでおる次第でございます。ただその結果どうなりますか、これは私も保証はできませんが、努力いたしたいと思ひます。

○岩間正男君 あなたは、あれは何日でしたか、参議院におきまして満場一致で通りました、接収校舎ですね、こういうものを優先的に返して欲しい、これを返さないという事は、これは日米間の感情の上からいつても、こういう点はこれは是非民族的な立場において返して欲しいという満場一致で決議案が通過したという事は御存じないのですか。

○政府委員(長岡伊八君) 承知いたしております。

○岩間正男君 そうするとこれは国会の決議ですから、その問題を徹底的にあなたたちは今度の折衝の中で、或いは今までの折衝の中でこれを向うにそ

の意図を被覆されましたでしょうか、どうでしょう。この決議案というものは一応聞いて置く程度のもので、たのめでしょうか。これは尤もあなたにだけ全部お聞きしても或いは不明瞭かも知れませんが、少くともあなたの関知しておる範囲内におきまして……

○政府委員(長岡伊八君) その決議に對しまして、直接政府においてどういふ措置をとられましたかは承知いたしておりますが、今特調いたしましたし、この教育施設の接収を免れますことは先ず予備作業の作業におきまして交渉することが一番有効であり、且つ現在適切だと考えて進んでゐるのでございます。

○岩間正男君 少くともこの交渉の過程で国会の決議、国会のこういう意向というものが伝えられましたか、向うへ……。国会ではこういう決議までしてこれは大きな問題として満場一致で以てこれを通してゐる。こういうようなことは折角国会がそういう決議をしたおのりでありまして、そういう意向を強力に伝えられておるのでありますか。

○政府委員(長岡伊八君) 先ほど申しました通り私が予備作業に出でおりません関係で、どのようにこれを伝えましたかはつきり現在わかつておりません。

ら新らたなこういう接収校舎というものが起るといふことは期待し得ないが、今までの接収の四十七校についてはこれは一応何とか解決する。併し新らたな問題として起つた問題については、これはどうも範囲外である。こういうような解釈をするという可能性もある。そういうことになりまして、これは大変なことになる。これは我々はその点も含めて言つてゐるつもりです。その点はどうかあなたがたはお考えになつておられますか。

○政府委員(長岡伊八君) 我々は現在接収されておりますものを早く返してもらいたいといふことと、新らたに接収されないといふことが第二でございまして、実は豊島中学の問題につきましては、徒らに御心配をかけることはどうかと思ひまして、只今まで申し上げずにおりましたが、実は先ほど申しました通りこれは何とか接収を免除してもらいたい、この方針で行くことに間違ひございませんが、あの地区はたまたま第二造兵廠跡でございまして、土地柄向うからこれは必要だといふことが言われやせんかという内心心配をいたしておることは事実でございますが、これに對しまして話の出ましたときには、只今申し上げました通りに、現在においては予備作業を通じてこの実情を訴へ、最善の努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○岩間正男君 これはやはりそういう形で今御説明になつたことが真相だと思ひますが、これは何でですね、国有財産になつておるわけですね、豊島中学は、現在……。そこで政府の立てた方針の中で、国有財産は民間とか公共団体の所有施設よりも優先的にこれはとつてもらいたい、これはたしか政府の接収に対する方針の一つだと思ひます。こういう点からこの問題が起つておるのですか、この豊島中学の問題はどうなんですか。

○政府委員(長岡伊八君) 国有財産を優先的にという事は、これは原則でございますけれども、それ／＼その土地なり建物につきまして事情がございまして、これは我々といひましてはその事情を、單に国有財産なるが故に唯々諸々としてこれを提供するということには相成らぬと思ひます。かような学校施設のありますものを、これを接収されますならば、如何に我がはらにおいて困憊いたしますか、これは誰しもわかつておることでございますので、これは十分アメリカ側に徹底させたいと存じておる次第であります。

○岩間正男君 そうしますと、政府では国有財産と一般の民間とか公共事業とか種々のものがあり、同じ学校を接収する場合、国有財産というものは先に優先的にやられる可能性があるわけですね。これはそれでよろしい。政府の方針の中で、学校などは成るだけやらないと言つていながら、一方では同じ学校を接収されるという場合が起つたときには国有財産が先になる、こういうことが起るわけですね。これはどうなんですか。

○政府委員(長岡伊八君) 只今お話の通りどちらかという問題が起つたときには、そういう議論が出るだろうと察しております。

○岩間正男君 とにかくこういう問題は旧陸海軍関係という事で、そういう可能性があるといふことでございまして、これは今の日本の実情から考え

まして、殊に学校として使つておる、そうして殊に地元の区長から拂下げの陳情が起つておる、そうして学校地区としてこれを確保したい、こういう問題が起つておるのです。こういう点についてはこれは十分やはり事情を説明すべきである。とにかく軍の元のものだといふので、そういうものがどうん接収されるということになりますと、何のための行政協定だか、それから何のためのアメリカの駐兵軍隊であるのか、非常に問題になつて来る。軍のそういう施設がどん／＼もとに展つて来るのでは、態勢は昔に反る。こういうことに日本の国民は非常な危惧を持つておるわけですね。飽くまでも旧軍の関係が、これを教育施設として日本が文化国家として新たにこれを使ひたい、これは日本の国民の決意である。そういう決意が大きく結集されておる。国会のあゝいふ決議になつたのであります。あなた方は、政府はやはり大きくこの点を認識しませんが、日米関係にとつて非常に不利であり、又これは思ひやしない国民感情を誘発する大きな原因となります。そういう点を徹底してやつて頂きたいと思ひます。これは岡崎国務相その他直接責任者をここに呼んで御質問したいが、あなた方もそういう考えでやつて頂きたい。

○委員(長岡伊八君) 他に御質疑ございせんか。

○高田なほ子君 管理局長に私はお尋ねするのですけれども、東京の例でもわかるように、こういう問題が突如として起つておるようですが、全国でも恐らくやはりこういう問題が出て来ておるのではないかと思ひます。こ

○委員(長岡伊八君) 他に御質疑ございせんか。

○高田なほ子君 管理局長に私はお尋ねするのですけれども、東京の例でもわかるように、こういう問題が突如として起つておるようですが、全国でも恐らくやはりこういう問題が出て来ておるのではないかと思ひます。こ

いうものを一つ調査いたしました、早くに私どものほうに資料を出して頂きたいと思ひます。これは是非お願いいたします。

それから最後の一点であります、今明日中に大休東京の様子が変わるようであり、この際この接収校舎が解除になった場合に、移転に要する費用、それから改造、それから破壊された部分の復旧の費用、それから施設のこの部分の復旧の費用、これに対する整備の費用、こういったものは学校施設確保に關する法律にあるように、あの條文が学校の場合に適用されるのかどうかという問題を一つ伺つておきます。

○政府委員(長岡伊八君) 建物が接収解除になりました場合にはその現状を直ちに確認いたしました、どのような状態でございまして、おかしな様子が變つておるかというのを確認いたしました、それ、損害を受けておりますものについて、補償をいたすわけであり、一番問題になりますのは、国庫の金をかけましてよくならない場合は非常に困難を感じるのであります。恐らく学校関係ではさうな問題が起ることはないであらうと思ひます。

○高田なほ子君 そうですね、よくないとおるというの、その確認です、それから、大体接収校舎に対しては飽くまでも予算も何も考へておらない。端的にはそうですね。

○政府委員(長岡伊八君) そういう意味ではございませぬ。補償はいたします。こう申上げておるのであります。

○岩間正男君 とうい豊島中学のやうな問題は、ほかに全国で起つておりますか、東京だけの問題ですか。

○政府委員(長岡伊八君) 私の承知し

ておりますのはこれだけでございませぬ。

○岩間正男君 文部省は関係は無論しませんが、とうい問題は早く文部省は調査して、そして、こちらに報告して下さい。これは切望しておきます。

○矢嶋三義君 委員長ちよつと資料要求……、局長に資料を要求いたしました。先ほど恒久的な災害対策につきまして内容的には何なかつたわけですが、現在局長研究中とありますが、文部省の現段階における構想というものを資料によつて提出して頂きたい。それによつて改めて伺ひたいと思ひます。

○委員(梅原眞隆君) 他に御質問がございませぬければ、本日はこれにて散会いたします。次回は四月三日午前十時に委員会を開きます。

午後五時二十一分散会

三月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、公立学校事務職員(教育公務員特例法適用に關する請願第一二二〇号)

一、東北大学教育学部を宮城学芸大学として独立設置に關する請願(第一三三二八号)

一、書道教育実施に關する請願(第一三五八号)

一、教職員免許法施行法中一部改正に關する請願(第一三三三三号)

一、指導教諭設置に關する請願(第一三八一八号)

一、義務教育費同庫負担法制定反対に關する陳情(第六七六号)

一、義務教育費同庫負担法制定に關する陳情(第六七六号)

する陳情(第六七七号)(第六九二号)(第七〇六号)(第七二六号)

一、公立学校事務職員(教育公務員特例法適用に關する陳情(第六七八号))

一、公立学校施設防災および害復旧に關する法律制定の陳情(第六九三三三号)

一、都道府県教育委員会に視覚教育専任指導主事設置等の陳情(第七〇七号)

一、積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場整備促進に關する陳情(第七三六六号)

第七三三〇号 昭和二十七年三月十七日受理

公立学校事務職員(教育公務員特例法適用に關する請願

請願者 福岡県直方市下境小学校 校内 水上幹子外二十

二名

紹介議員 赤松 常子君

公立学校事務職員は、地方公務員法の條文等に示されてある通り、当然教育公務員特例法に含まれるものと考へられるが、未だにそのまま放置されているのは不明朗であるから、すみやかに特例法に含まれるよう改正せられたいとの請願。

第一三三八号 昭和二十七年三月十八日受理

東北大学教育学部を宮城学芸大学として独立設置に關する請願

請願者 宮城県議會議長 今野 貞亮

紹介議員 高橋進太郎君

民族文化進展の根本をなすものは、実に教育であり、その根柢をなすものは、教育者に人を得ることであるが、宮城県における教員組織およびその養成施設の事情は、はなはだ憂慮にたえなから、東北大学教育学部を宮城学芸大学として独立設置せられたいとの請願。

第一三五八号 昭和二十七年三月十九日受理

書道教育実施に關する請願

請願者 愛媛県宇和郡西外海村内泊四一四日本書道連盟理事 毛利元富外

四十四名

紹介議員 玉柳 實君

書道教育に關する請願は、既に昭和二十三年の第二回会において採択され、さらに昭和二十四年九月文部省初等中等教育局初等教育課の「毛筆習字に關する世論調査」の結果をみて、直ちに実施せられなければならない問題であるにもかかわらず、当局は、わづかに本年度から「小学校第四学年以上の適宜の学年に国語科の一部として毛筆習字を課することができ」ことにしたので、その後何等の発表をみないのは遺憾であるから、毛筆習字を芸術科として独立させ、小、中学校の各学年に課するよう措置せられたいとの請願。

第一三六三三号 昭和二十七年三月十九日受理

教職員免許法施行法中一部改正に關する請願

請願者 群馬県桐生市小曾根町 三ノ一、七、一八石川方 山本 義忠

紹介議員 羽仁 五郎君 矢嶋三義君

教職員免許法施行法の一部を改正して旧専門学校令による専門学校選科三年修了者で、教員として勤務成績良好である旨の所轄長の証明を得たものに、高等学校、中学校の二級普通免許状を附與する措置を講ぜられたいとの請願。

第一三八一八号 昭和二十七年三月二十日受理

指導教諭設置に關する請願

請願者 東京都千代田区神田三崎町日本大学文学部心理學研究室内、鈴木清 外十一名

紹介議員 羽仁 五郎君 矢嶋三義君

教職員免許法施行法の一部を改正して旧専門学校令による専門学校選科三年修了者で、教員として勤務成績良好である旨の所轄長の証明を得たものに、高等学校、中学校の二級普通免許状を附與する措置を講ぜられたいとの請願。

第一三八一八号 昭和二十七年三月二十日受理

指導教諭設置に關する請願

請願者 東京都千代田区神田三崎町日本大学文学部心理學研究室内、鈴木清 外十一名

紹介議員 館 哲二君

教育の目的は、生徒を指導して望ましい全人格を完成するにあり、従つて知的、情動的、身体的の各方面にわたつて行ひ必要がある。しかるに学校と生徒指導の専任者が置かれていないため、新教育の進展につれてその重要性を痛感されている生活指導の実施が極めて困難な事情にあるから、専門的教養と技術をもつた指導教諭を中学校および高等学校に設置せられたいとの請願。

第六七六号 昭和二十七年三月十五日受理

義務教育費同庫負担法制定反対に關する陳情

陳情者 東京都議會議長 菊池 民一

文部省の企圖する義務教育費同庫負担法案は、義務教育費の財源を確保するため地方財政平衡交付金の一部を実質上

のひもつき交付金とするもので、地方財政の弾力性を失われ、地方総合自治行政の運営を阻害するものであるから、このような法案には反対であるとの陳情。

第六七七号 昭和二十七年三月十五日受理
義務教育費国庫負担法制定に関する陳情

陳情者 青森市大字大野字北金沢一六八青森市立古川小学校内青森小学校長 会内 柿崎秀太郎

義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容とを充実にすることは国の重大なる責務であるから、義務教育費に対して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの陳情。

第六九二号 昭和二十七年三月十七日受理
義務教育費国庫負担法制定に関する陳情

陳情者 広島県議会議長 榎山 袖四郎

この陳情の趣旨は、第六七七号と同じである。

第七〇六号 昭和二十七年三月十八日受理
義務教育費国庫負担法制定に関する陳情

陳情者 福井県議会議長 杉山 孝二

この陳情の趣旨は、第六七七号と同じである。

第七二六号 昭和二十七年三月十九日受理
義務教育費国庫負担法制定に関する陳情

陳情者 愛知県議会議長 田辺 秀世

この陳情の趣旨は、第六七七号と同じである。

第六七八号 昭和二十七年三月十五日受理
公立学校事務職員教育公務員特例法適用に関する陳情

陳情者 長野県埴科郡屋代町屋代南高等小学校内 曾根 原周平外二十六名

公立学校事務職員は地方公務員法の條文等に示されてある通り当然教育公務員特例法に含まれるものと思われ、が、いまだそのまま放置されているのは不明朗と考えられるから、すみやかに特例法に包含さるるよう改正せられたいとの陳情。

第六九三号 昭和二十七年三月十七日受理
公立学校施設防災および災害復旧に関する法律制定の陳情

陳情者 広島県議会議長 榎山 袖四郎

公立学校施設防災ならびに災害復旧に對する法的措置がないため、地方自治団体においても財政の窮乏から等閑視するのやむなき実情にあるから、すみやかに公立学校施設防災ならびに災害復旧に関する法律を制定せられたいとの陳情。

第七〇七号 昭和二十七年三月十八日受理

都道府県教育委員会に視覚教育専任指導主事設置等の陳情

陳情者 東京都品川区品川小学校内 藤本光清外三名

新教育を推進するために学習に視覚教育を利用することがいかに効果的であるかといふことは、すでに教職員の一般通念となつてゐるが、全国の学校がこれを実施するためには、教職員のみでは不可能であるから、(一)各都道府県教育委員会に視覚教育の専任指導主事を設置すること、(二)視覚教育を助成するための法案を立法化すること等について考慮せられたいとの陳情。

第七三六号 昭和二十七年三月二十日受理
積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場整備促進に関する陳情

陳情者 東京都議會議長 菊池 民一外九名

積雪寒冷地帯の学校においては、運動場が冬期間使用できないため、教育上、保健衛生上に重大な影響があるから、同地帯の義務教育学校の屋内運動場を整備するため、すみやかに立法措置を講ぜられたいとの陳情。

三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案

第一條 この法律は、連合国及び連

合国民の著作権に關し、日本國との平和條約第十五條(C)の規定に基き、著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の特例を定めることを目的とする。

(定義)
第二條 この法律において「連合国」とは、日本國との平和條約第二十五條において「連合国」として規定された國をいふ。

2 この法律において「連合国民」とは、左の各号に掲げるものをいふ。
一 連合國の國籍を有する者
二 連合國の法令に基いて設立された法人及びこれに準ずる者
三 前号に掲げるものを除く外、営利を目的とする法人その他の団体で、前二号又は本号に掲げるものがその株式又は持分(当該法人その他の団体の役員が有する株式又は持分を除く)の全部を有するもの

四 第二号に掲げるものを除く外、前二号又は本号に掲げるものが支配する宗教法人その他の営利を目的としない法人その他の団体
3 この法律において「著作権」とは、著作権法に基く權利(同法第二十八條の三に規定する出版權を除く)の全部又は一部をいふ。

(戦時中に生じた著作権)
第三條 昭和十六年十二月七日に日本國が當事國であつた條約又は協定の、日本國と当該連合國との戦争の發生の時以後において、日本國又は当該連合國の國內法により

廢棄され、又は停止されたかどうにかにかかわらず、その日から日本國と当該連合國との間に日本國との平和條約が効力を生ずる日の前日までの期間に、当該條約又は協定により連合國又は連合國民が取得するはずであつた著作権は、その取得するはずであつた日において有効に取得されたものとして保護する。

(著作権の存続期間に関する特例)
第四條 昭和十六年十二月七日に連合國及び連合國民が有していた著作権は、著作権法に規定する当該著作権の存続期間に、昭和十六年十二月八日から日本國と当該連合國との間に日本國との平和條約が効力を生ずる日の前日までの期間(当該期間において連合國及び連合國民以外の者が当該著作権を有していた期間があるときは、その期間を除く)に相當する期間を加算した期間繼續する。

2 昭和十六年十二月八日から日本國と当該連合國との間に日本國との平和條約が効力を生ずる日の前日までの期間において、連合國又は連合國民が取得した著作権(前條の規定により有効に取得されたものとして保護される著作権を含む)は著作権法に規定する当該著作権の存続期間に、当該連合國又は連合國民がその著作権を取得した日から日本國と当該連合國との間に日本國との平和條約が効力を生ずる日の前日までの期間(当該期間において連合國及び連合國民以外の者が当該著作権を有していた期間があるときはその期間を除

く。に相当する期間を加算した期間継続する。

(翻訳権の存続期間に関する特例)

第五條 著作物を日本語に翻訳する権利について著作権法第七條第一項(翻訳権)に規定する期間につき前條第一項又は第二項の規定を適用する場合には、それぞれ更に六箇月に加算するものとする。

(連合国及び連合国民以外の者の著作権)

第六條 前二條の規定は、日本国と当該連合国との間に日本国との平和條約が効力を生ずる日において、連合国又は連合国民が有する著作権(前二條に規定する加算期間を加算することにより、著作権の存続期間が同日以後なお継続することとなる場合を含む。)についてのみ、これを適用する。

(手続等の不要)

第七條 第三條から第五條までの規定の適用については、申請書の提出、手数料の支拂その他一切の手続又は條件を課さない。但し、著作権法第十五條(著作権の相続、譲渡及び質入の登録)又は登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第十條(著作権の登録)の規定の適用を妨げない。

附 則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

昭和二十七年四月十五日印刷

昭和二十七年四月十六日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所